

○経済産業省令第 号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十二号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、並びに経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和四年政令第二百九十四号）第十一条の規定に基づき、経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名

経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の一部を改正する省令

経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令（令和五年経済産業省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(特定重要設備) 第一条 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号。以下「法」という。）第五十条第一項の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる特定社会基盤事業（同項に規定する特定社会基盤事業をいう。次条において同じ。）の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。	(特定重要設備) 第一条 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号。以下「法」という。）第五十条第一項の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる特定社会基盤事業（同項に規定する特定社会基盤事業をいう。次条において同じ。）の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　十　（略）

十一　包括信用購入あつせんの業務を行う事業
次に掲げるいずれかの機能を有する情報処理
システム（情報処理の促進に関する法律（昭
和四十五年法律第九十号）第二条第三項に規
定する情報処理システムをいう。二において
同じ。）

イ　（略）

（削る）

一　十　（略）

十一　包括信用購入あつせんの業務を行う事業
次に掲げるいずれかの機能を有する情報処理
システム（情報処理の促進に関する法律（昭
和四十五年法律第九十号）第二条第三項に規
定する情報処理システムをいう。へにおいて
同じ。）

イ　（略）

ロ　~~包括信用購入あつせん関係受領契約（割
賦販売法第三十条の二の三第一項に規定す
る包括信用購入あつせん関係受領契約をい~~

ロ 包括信用購入あっせん関係受領契約（割賦販売法第三十条の二の三第一項に規定する包括信用購入あっせん関係受領契約をいう。以下この号において同じ。）の申込みに関する情報を送受信する機能

ハ ロの情報に基づき、割賦販売法第三十五条の十六第一項に規定するクレジットカード番号等の不正な利用又はそのおそれを検

う。以下この号において同じ。）の締結に先立って、カード等の交付又は付与を受けた者であることの確認を行う機能

ヘ 包括信用購入あっせん関係受領契約の申込みに関する情報を送受信する機能

二 ハの情報に基づき、割賦販売法第三十五条の十六第一項に規定するクレジットカード番号等の不正な利用又はそのおそれを検

知する機能（包括信用購入あつせんの業務のために特に必要なものに限る。）

二 イ及びロの情報に基づき、包括信用購入あつせん関係受領契約の申込みを承諾するかどうかの確認を行う機能（当該機能を有する情報処理システムが使用できない場合において、当該情報処理システムに代わり、包括信用購入あつせん関係受領契約の申込みを承諾するかどうかの確認を行う機能を除く。）

（削る）

知する機能

ホ イ及びハの情報に基づき、包括信用購入あつせん関係受領契約の申込みを承諾するかどうかの確認を行う機能（ヘに掲げる機能を除く。）

ヘ ホに掲げる機能を有する情報処理システム

(特定社会基盤事業者の指定基準の特例)

第二条の二 合併による特定社会基盤事業の承

継、分割による特定社会基盤事業の全部若しく

は一部の承継又は特定社会基盤事業の全部若し

くは一部の譲受け（以下この条において「事業

ムが一時的に停止する場合その他の必要な
場合において、当該情報処理システムに代
わり、包括信用購入あっせん関係受領契約
の申込みを承諾するかどうかの確認を行う
機能

(新設)

承継等」という。)があつた場合には、当該事業承継等をさせた者の当該事業承継等をさせた事業の前条で定める基準に係る事業実績(前条第十号又は第十一号に規定する金額又は数量をいう。以下この条において同じ。)については、当該事業承継等をした者の事業実績とみなして、前条の規定を適用する。この場合において、当該事業承継等をさせた者の事業実績には、当該事業承継等をさせた事業に係る事業実績を算入しないものとする。

(特定社会基盤事業者の指定の通知)

第三条 法第五十条第二項の規定による特定社会基盤事業者（第二条各号に掲げる特定社会基盤事業を行う者に限る。以下同じ。）の指定の通知は、様式第一による指定通知書によつて行うものとする。

(導入等計画書の届出)

第九条 法第五十二条第一項の規定による導入等計画書の届出は、特定重要設備の導入を行う場合にあっては様式第四(一)により、特定重要設

(特定社会基盤事業者の指定の通知)

第三条 法第五十条第二項の規定による特定社会基盤事業者（同条第一項に規定する特定社会基盤事業者をいう。以下同じ。）の指定の通知は、様式第一による指定通知書によつて行うものとする。

(導入等計画書の届出)

第九条 法第五十二条第一項の導入等計画書は、特定重要設備の導入を行う場合にあっては様式第四(一)によるものとし、特定重要設備の重要

備の重要維持管理等を行わせる場合にあつては様式第四(二)により行ふものとする。

- 2 法第五十二条第一項の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、有効期間又は有効期限のあるものにあつては同項の規定による届出の日において有効なものに、その他のものにあつては当該届出の日前六月以内に作成されたもの（第三号に掲げる書類を除く。）に限る。

一・二 (略)

三 第十六条第二号及び第三号に掲げる事項に

維持管理等を行わせる場合にあつては様式第四(二)によるものとする。

- 2 法第五十二条第一項の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、有効期間又は有効期限のあるものにあつては、同項の規定による届出の日において有効なものに、その他のものにあつては、当該届出の日前三月以内に作成されたものに限る。

一・二 (略)

(新設)

係る特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置を講じていることを証する書類

3 | 前項第二号に掲げる書類については、法第三章の規定により既に経済産業大臣に届け出た当該書類の内容に変更がないときは、法第五十二条第一項の規定により届け出る導入等計画書にその旨を記載することにより、当該書類の添付を省略することができる。ただし、経済産業大臣が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(新設)

(特定重要設備の導入を行うこと等が緊急やむを得ない場合)

第十条 (略)

- 2 法第五十二条第十一項の規定による緊急導入等届出書の届出は、特定重要設備の導入を行った場合にあつては様式第五(一)により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせた場合にあつては様式第五(二)により行うものとする。

(法第五十二条第二項第二号ロの主務省令で定

(特定重要設備の導入を行うこと等が緊急やむを得ない場合)

第十条 (略)

- 2 法第五十二条第十一項の緊急導入等届出書は、特定重要設備の導入を行った場合にあつては様式第五(一)によるものとし、特定重要設備の重要維持管理等を行わせた場合にあつては様式第五(二)によるものとする。

(法第五十二条第二項第二号ロの主務省令で定

めるもの)

第十一条 法第五十二条第二項第二号ロの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 特定重要設備の供給者の名称及び代表者の氏名、住所、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十二条第十六項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）並びにその設立に当たって準拠した法令を制定した国又は地域（以下「設立準拠法国等」という。）（個人である場合にあつ

めるもの)

第十一条 法第五十二条第二項第二号ロの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 特定重要設備の供給者の名称及び代表者の氏名、住所並びにその設立に当たって準拠した法令を制定した国又は地域（以下「設立準拠法国等」という。）（個人である場合にあつては、氏名、住所及び国籍等）

ては、氏名、住所及び国籍等)

- 二 特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称、法人番号及び設立準拠法国等(個人である場合にあつては、氏名及び国籍等)並びにその保有する議決権の数の当該供給者の総株主等の議決権の数に占める割合

三〽五 (略)

(構成設備)

第十二条 法第五十二条第二項第二号ハの特定重

- 二 特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠法国等又は国籍等及びその保有する議決権の数の当該供給者の総株主等の議決権の数に占める割合

三〽五 (略)

(構成設備)

第十二条 法第五十二条第二項第二号ハに規定す

要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであつて特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるものとして主務省令で定めるもの（以下「構成設備」という。）は、次の各号に掲げる特定重要設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一〇十二 （略）

十三 第一条第十一号に掲げる情報処理システム 次に掲げるものその他の設備、機器、装置又はプログラムのうち、その機能が毀損し、又は不正な操作を受けることにより、当

る特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであつて特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるものとして主務省令で定めるもの（以下「構成設備」という。）は、次の各号に掲げる特定重要設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一〇十二 （略）

十三 第一条第十一号に掲げる情報処理システム 次に掲げるものその他の設備、機器、装置又はプログラムのうち、その機能が毀損し、又は不正な操作を受けることにより、当

該情報処理システムによる同号イからニまでに掲げる機能に係る業務の遂行に直接の支障を生ずるもの

イ〜ニ （略）

（構成設備に関する事項）

第十二条 法第五十二条第二項第二号ハの主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 （略）

二 構成設備の供給者の名称及び代表者の氏名、住所、法人番号並びに設立準拠法国等（個

該情報処理システムによる同号イからヘまでに掲げる機能に係る業務の遂行に直接の支障を生ずるもの

イ〜ニ （略）

（構成設備に関する事項）

第十二条 法第五十二条第二項第二号ハの主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 （略）

二 構成設備の供給者の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法国等（個人である場

人である場合にあつては、氏名、住所及び国籍等)

三 構成設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称、法人番号及び設立準拠法~~国等~~(個人である場合にあつては、氏名及び国籍等)並びにその保有する議決権の数の当該供給者の総株主等の議決権の数に占める割合

四～六 (略)

(法第五十二条第二項第三号ロの主務省令で定

合にあつては、氏名、住所及び国籍等)

三 構成設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠法~~国等又は国籍等~~及びその保有する議決権の数の当該供給者の総株主等の議決権の数に占める割合

四～六 (略)

(法第五十二条第二項第三号ロの主務省令で定

めるもの)

第十四条 法第五十二条第二項第三号ロの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 重要維持管理等の委託の相手方の名称及び代表者の氏名、住所、法人番号並びに設立準拠法国等（個人である場合にあつては、氏名、住所及び国籍等）
- 二 重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称、法人番号及び設立準拠法国等（個人である場合にあつては、氏名及

めるもの)

第十四条 法第五十二条第二項第三号ロの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 重要維持管理等の委託の相手方の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法国等（個人である場合にあつては、氏名、住所及び国籍等）
- 二 重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠法国等又は国籍等及びその保有する議決権の数の

~~ひ国籍等）並びにその保有する議決権の数の~~
当該委託の相手方の総株主等の議決権の数に
占める割合

三・四 （略）

（法第五十二条第二項第三号ハの主務省令で定
めるもの）

第十五条 法第五十二条第二項第三号ハの主務省
令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一・二 （略）

三 再委託の相手方等の名称及び代表者の氏名

当該委託の相手方の総株主等の議決権の数に
占める割合

三・四 （略）

（法第五十二条第二項第三号ハの主務省令で定
めるもの）

第十五条 法第五十二条第二項第三号ハの主務省
令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一・二 （略）

三 再委託の相手方等の名称及び代表者の氏名

、住所、法人番号並びに設立準拠法国等（個人である場合にあつては、氏名、住所及び国籍等）

四 再委託の相手方等の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称、法人番号及び設立準拠法国等（個人である場合にあつては、氏名及び国籍等）並びにその保有する議決権の数の当該再委託の相手方等の総株主等の議決権の数に占める割合

五・六 （略）

、住所並びに設立準拠法国等（個人である場合にあつては、氏名、住所及び国籍等）

四 再委託の相手方等の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠法国等又は国籍等及びその保有する議決権の数の当該再委託の相手方等の総株主等の議決権の数に占める割合

五・六 （略）

(法第五十二条第二項第四号の主務省令で定める事項)

第十六条 法第五十二条第二項第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定重要設備の導入に携わる者に関する次に掲げる事項

イ 名称及び代表者の氏名、住所、法人番号並びに設立準拠法^{（注）}国等（個人である場合にあっては、氏名、住所及び国籍等）

ロ 導入との関係

(法第五十二条第二項第四号の主務省令で定める事項)

第十六条 法第五十二条第二項第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(新設)

二・三 (略)

(導入等計画書の届出等の例外)

第十七条 特定社会基盤事業者は、重要維持管理等の委託の相手方又は再委託の相手方等が他の事業者^に再委託して重要維持管理等を行わせる場合において、次に掲げるいずれの要件にも該当するときは、法第五十二条第一項の規定により届け出る導入等計画書(同条第八項の規定による変更をするときは、その変更を加えたもの)にその旨を記載するとともに、該当すること

一・二 (略)

(導入等計画書の届出の例外)

第十七条 特定社会基盤事業者は、重要維持管理等の委託の相手方又は再委託の相手方等が他の事業者^に再委託して重要維持管理等を行わせる場合において、次に掲げるいずれの場合にも該当するときは、導入等計画書にその旨を記載するとともに、該当することを証する書類を添付することにより、当該再委託に係る第十五条第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げ

を証する書類を添付することにより、当該再委託に係る第十五条各号（第二号を除く。）に掲げる事項の記載及び第九条第二項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。ただし、経済産業大臣が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- 一 特定社会基盤事業者が、当該再委託に係る第十五条第一号及び第二号に掲げる事項を把握するための措置を講じていること。
- 二 特定社会基盤事業者又は当該再委託を受けた者に再委託した者が、当該再委託を受けた

る事項の記載並びに第九条第二項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- 一 特定社会基盤事業者が、当該再委託に係る第十五条第一号及び第二号に掲げる事項を把握するための措置を講じているとき。
- 二 特定社会基盤事業者又は当該再委託を受けた者に再委託した者が、当該再委託を受けた

者において次に掲げる措置が講じられていることを確認するために必要な措置を講じていること。

イ (略)

ロ 当該再委託を受けた者が、再委託された重要維持管理等に係る業務に従事する職員による特定重要設備の重要維持管理等に関する記録の保管及び確認の手順を定め、これを遵守させることその他の方法により、重要維持管理等を行う特定重要設備に対する不正な操作又は不正な行為の有無につい

者において次に掲げる措置が講じられていることを確認するために必要な措置を講じているとき。

イ (略)

ロ 当該再委託を受けた者が、再委託された重要維持管理等に係る業務に従事する職員による特定重要設備の重要維持管理等に関する記録の保管及び確認の手順を定め、これを遵守させることその他の方法により、重要維持管理等を行う特定重要設備に対する不正な操作又は不正な行為の有無を、定

て定期に又は随時に監査するための措置

2 前項の規定は、次に掲げるものについて準用する。

一 法第五十二条第十一項の規定により届け出る緊急導入等届出書（法第五十五条第三項において準用する法第五十二条第八項の規定による変更をするときは、その変更を加えたもの）

二 法第五十四条第一項（同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により届け出る導入等計画書の変更の案

期に又は随時に監査する措置

（新設）

三 法第五十四条第四項（同条第五項において
読み替えて準用する場合を含む。）の規定に
より報告する導入等計画書の変更

（期間の短縮に関する通知）

第十八条 経済産業大臣は、法第五十二条第三項
ただし書及び第五項（これらの規定を法第五十
四条第二項（同条第五項において準用する場合
を含む。以下同じ。）において準用する場合を
含む。）の規定により特定重要設備の導入を行
い、又は重要維持管理等を行わせてはならない

（期間の短縮に関する通知）

第十八条 経済産業大臣は、法第五十二条第三項
ただし書及び第五項（これらの規定を法第五十
四条第二項（同条第五項において準用する場合
を含む。以下同じ。）において準用する場合を
含む。）の規定により特定重要設備の導入を行
い、又は重要維持管理等を行わせてはならない

期間を短縮するときは、短縮の期間を記載した通知書を法第五十二条第一項の規定による導入等計画書の届出をした特定社会基盤事業者に交付する方法により行うものとする。

（期間の延長に関する通知）

第十九条 経済産業大臣は、法第五十二条第四項

（法第五十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により特定重要設備の導入を行い、又は重要維持管理等を行わせてはならない期間を延長するときは、延長の期間を記載した

期間を短縮するときは、短縮の期間を記載した通知書を導入等計画書の届出をした特定社会基盤事業者に交付する方法により行うものとする。

（期間の延長に関する通知）

第十九条 経済産業大臣は、法第五十二条第四項

（法第五十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により特定重要設備の導入を行い、又は重要維持管理等を行わせてはならない期間を延長するときは、延長の期間を記載した

通知書を法第五十二条第一項の規定による導入等計画書の届出をした特定社会基盤事業者に交付する方法により行うものとする。

(勧告に係る変更を加えた導入等計画書等の届出)

第二十一条 法第五十二条第八項（法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、第九条第二項各号に掲げる書類（同項第三号に掲げる書類を除き、有効期間又は有効期限のあるものにあつては当該届出の日

通知書を導入等計画書の届出をした特定社会基盤事業者に交付する方法により行うものとする。

(勧告に係る変更を加えた導入等計画書の届出)

第二十一条 法第五十二条第八項（法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、第九条第二項各号に掲げる書類（有効期間又は有効期限のあるものにあつては当該届出の日において有効なものに、その他の

において有効なものに、その他のものにあつては当該届出の日前三月以内に作成されたものに限る。)を添付して、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

一 特定重要設備の導入に係る導入等計画書

様式第四(一)

二 特定重要設備の重要維持管理等の委託に係る導入等計画書 様式第四(二)

三 特定重要設備の導入に係る緊急導入等届出

ものにあつては当該届出の日前三月以内に作成されたものに限る。)を添付して、特定重要設備の導入を行う場合にあつては様式第四(一)により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合にあつては様式第四(二)により行うものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

書 様式第五 (一)

四 特定重要設備の重要維持管理等の委託に係
る緊急導入等届出書 様式第五 (二)

2 前項の書類のうち第九条第二項第二号に掲げ
る書類については、法第三章の規定により既に
経済産業大臣に届け出た当該書類の内容に変更
がないときは、法第五十二条第八項（法第二十
五条第三項において準用する場合を含む。）の
規定により届け出る導入等計画書又は緊急導入
等届出書にその旨を記載することにより、当該
書類の添付を省略することができる。ただし、

(新設)

(新設)

~~経済産業大臣が特に必要があると認めるとき
は、この限りでない。~~

(重要な変更の届出)

第二十三条 法第五十四条第一項の主務省令で定める重要な変更は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 法第五十二条第二項第二号ロに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

イ 特定重要設備の供給者の住所又は設立準拠法国等（個人である場合にあつては、住

(重要な変更の届出)

第二十三条 法第五十四条第一項の主務省令で定める重要な変更は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 法第五十二条第二項第二号ロに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

イ 特定重要設備の供給者の名称、住所又は設立準拠法国等（個人である場合にあつて

所又は国籍等) の変更 (住所の変更にあつては、国名を変更する場合におけるものに限る。以下この項において同じ。)

ロ (略)

ハ 特定重要設備の供給者の追加に伴う変更

四 法第五十二条第二項第二号ハに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

イ 第十三条第一号に掲げる事項に係る変更
(構成設備の減少に係る変更を除く。)

ロ 構成設備の供給者の住所又は設立準拠法

は、氏名、住所又は国籍等) の変更 (住所の変更にあつては、国名を変更する場合におけるものに限る。以下この項において同じ。)

ロ (略)

(新設)

四 法第五十二条第二項第二号ハに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

イ 第十三条第一号に掲げる事項に係る変更

ロ 構成設備の供給者の名称、住所又は設立

国等（個人である場合にあつては、住所又は国籍等）の変更

ハ（略）

ニ 構成設備の供給者の追加に伴う変更

五 法第五十二条第二項第三号イに掲げる事項に係る変更（重要維持管理等の内容の変更又は重要維持管理等を行わせる期間を延長するものに限る。）

六 法第五十二条第二項第三号ロに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

準拠法国等（個人である場合にあつては、氏名、住所又は国籍等）の変更

ハ（略）

（新設）

五 法第五十二条第二項第三号イに掲げる事項に係る変更（重要維持管理等を行わせる期間を短縮するものを除く。）

六 法第五十二条第二項第三号ロに掲げる事項のうち、重要維持管理等の委託の相手方の名称、住所又は設立準拠法国等（個人である場

イ 重要維持管理等の委託の相手方の住所又は設立準拠法^イ国等（個人である場合にあつては、住所又は国籍等）の変更（重要維持管理等の委託を行つた後に変更する場合を除く。）

ロ 委託の相手方の追加に伴う変更

合にあつては、氏名、住所又は国籍等）の変更（重要維持管理等の委託を行つた後に変更する場合（重要維持管理等の委託の相手方の名称（個人である場合にあつては、氏名）を変更するものを除く。）を除く。）

（新設）

（新設）

七 法第五十二条第二項第三号ハに掲げる事項
に係る変更のうち次に掲げるもの

イ 第十五条第一号又は第二号に掲げる事項
に係る変更（重要維持管理等の内容の変更
又は重要維持管理等を行わせる期間を延長
するものに限る。）

ロ 再委託の相手方等の住所又は設立準拠法
国等（個人である場合にあつては、住所又
は国籍等）の変更（重要維持管理等の委託
を行つた後に変更する場合を除く。）

七 法第五十二条第二項第三号ハに掲げる事項
に係る変更のうち次に掲げるもの

イ 第十五条第一号又は第二号に掲げる事項
に係る変更（重要維持管理等を行わせる期
間を短縮するものを除く。）

ロ 再委託の相手方等の名称、住所又は設立
準拠法国等（個人である場合にあつては、
氏名、住所又は国籍等）の変更（重要維持
管理等の委託を行つた後に変更する場合）
再委託の相手方等の名称（個人である場合

- ハ 再委託の相手方等の追加に伴う変更
- 八 第十六条第一号に掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの
 - イ 導入に携わる者の住所又は設立準拠外国等（個人である場合にあつては、住所又は国籍等）の変更
 - ロ 第十六条第一号ロに掲げる事項に係る変更
 - ハ 導入に携わる者の追加に伴う変更

- (新設)
 - 八 第十六条各号に掲げる事項に係る変更
 - (新設)
 - (新設)
 - (新設)
- にあつては、氏名) を変更するものを除く。
°)を除く。°)

九 第十六条第二号又は第三号に掲げる事項に係る変更

十 第十七条第一項各号に掲げる要件に係る変更

2 法第五十四条第一項（同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。次項及び第五項において同じ。）の規定による導入等計画書の変更の案の届出は、特定重要設備の導入を行う場合にあつては様式第七（一）により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合にあつては様式第七（二）により行うものとする。

（新設）

（新設）

2 法第五十四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。次項及び第四項において同じ。）の導入等計画書の変更の案は、特定重要設備の導入を行う場合にあつては様式第七（一）によるものとし、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合にあつては様式第七（二）によるものとする。

3 法第五十四条第一項の主務省令で定める書類は、第九条第二項各号に掲げる書類（同項第二号に掲げる書類を除き、有効期間又は有効期限のあるものにあつては法第五十四条第一項の規定による届出の日において有効なものに、その他のものにあつては当該届出の日前六月以内に作成されたものに限る。）とする。ただし、供給者等の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法国等に変更がないときは、第九条第二項第一号に掲げる書類の添付を、供給者等の役員の氏名、生年月日及び国籍等に変更がないと

3 法第五十四条第一項の主務省令で定める書類は、第九条第二項各号に掲げる書類（有効期間又は有効期限のあるものにあつては法第五十四条第一項の規定による届出の日において有効なものに、その他のものにあつては当該届出の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。ただし、供給者等の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法国等に変更がないときは、第九条第二項第一号に掲げる書類の添付を、供給者等の役員の氏名、生年月日及び国籍等に変更がないときは、同項第二号に掲げる書類の

きは、同項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

4 前項の書類のうち第九条第二項第二号に掲げる書類については、前項に規定する場合のほか、法第三章の規定により既に経済産業大臣に届け出た当該書類の内容に変更がないときは、法第五十四条第一項の規定により届け出る導入等計画書の変更の案にその旨を記載することにより、当該書類の添付を省略することができる。ただし、経済産業大臣が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

添付を省略することができる。

(新設)

5| 法第五十四条第一項ただし書の主務省令で定める場合は、特定社会基盤役務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合（特定社会基盤事業者が、同項本文の規定の適用を免れる目的で特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせた場合を除く。）であつて、法第五十二条第一項の規定により届け出た導入等計画書（同条第八項の規定による変更をするときは、その変更を加えたもの。以下この条及び第二十五条において同じ。）を変更して他の事業者から特定重要設備の導入を緊急

4| 法第五十四条第一項ただし書の主務省令で定める場合は、特定社会基盤役務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合（特定社会基盤事業者が、同項本文の規定の適用を免れる目的で特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせた場合を除く。）であつて、導入等計画書を変更して他の事業者から特定重要設備の導入を緊急に行い、又は他の事業者に委託して特定重要設備の重要維持管理等を緊急に行わせることがその支障の除去又は発生の防止のために必要であり、かつ、他に適

に行い、又は他の事業者に委託して特定重要設備の重要維持管理等を緊急に行わせることがその支障の除去又は発生の防止のために必要であり、かつ、他に適当な方法がない場合とする。

6| 法第五十四条第二項において準用する法第五十二条第八項の規定による届出は、第九条第二項各号に掲げる書類（同項第三号に掲げる書類を除き、有効期間又は有効期限のあるものにあつては当該届出の日において有効なものに、その他のものにあつては当該届出の日前六月以内に作成されたものに限る。）を添付して、特定

当な方法がない場合とする。

5| 法第五十四条第二項において準用する法第五十二条第八項の規定による届出は、第九条第二項各号に掲げる書類（有効期間又は有効期限のあるものにあつては当該届出の日において有効なものに、その他のものにあつては当該届出の日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付して、特定重要設備の導入を行う場合の導入

重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をする場合にあつては様式第七（一）により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書の変更をする場合にあつては様式第七（二）により行うものとする。ただし、供給者等の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法国家等に変更がないときは、同項第一号に掲げる書類の添付を、供給者等の役員の氏名、生年月日及び国籍等に変更がないときは、同項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

等計画書の変更をする場合にあつては様式第七（一）により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書の変更をする場合にあつては様式第七（二）により行うものとする。ただし、供給者等の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法国家等に変更がないときは、同項第一号に掲げる書類の添付を、供給者等の役員の氏名、生年月日及び国籍等に変更がないときは、同項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

7| 前項の書類のうち第九条第二項第二号に掲げ
る書類については、前項に規定する場合のほか
、法第三章の規定により既に経済産業大臣に届
け出た当該書類の内容に変更がないときは、法
第五十四条第一項の規定により届け出る導入等
計画書の変更の案にその旨を記載することによ
り、当該書類の添付を省略することができる。
ただし、経済産業大臣が特に必要があると認め
るときは、この限りでない。

8| (略)

(新設)

6| (略)

(軽微な変更)

第二十四条 法第五十四条第四項の主務省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

一～四 (略)

五 第十六条第一号イに掲げる事項に係る変更のうち導入に携わる者の住所の変更

(変更の報告)

第二十五条 法第五十四条第四項（同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による報告（第二

(軽微な変更)

第二十四条 法第五十四条第四項の主務省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

一～四 (略)

(新設)

(変更の報告)

第二十五条 法第五十四条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による報告（次項の規定によ

項の規定による変更に係る事項の報告を除く。
以下この項において同じ。）は、第九条第二項各号に掲げる書類（同項第三号に掲げる書類を除き、有効期間又は有効期限のあるものにあつては法第五十四条第四項の規定による報告の日において有効なものに、その他のものにあつては当該報告の日前六月以内に作成されたものに限る。）を添付して、特定重要設備の導入を行う場合であつて、導入等計画書の変更をした場合にあつては様式第九（一）により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合であつて

る変更に係る事項の報告を除く。以下この項において同じ。）は、第九条第二項各号に掲げる書類（有効期間又は有効期限のあるものにあつては法第五十四条第四項の規定による報告の日において有効なものに、その他のものにあつては当該報告の日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付して、特定重要設備の導入を行う場合であつて、導入等計画書の変更をした場合にあつては様式第九（一）により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合であつて、導入等計画書の変更をした場合にあつては様

、導入等計画書の変更をした場合にあつては様式第九（二）により行ふものとする。ただし、供給者等の代表者の氏名、住所、法人番号及び設立準拠法 国等に変更がないときは、第九条第二項第一号に掲げる書類の添付を、供給者等の役員の氏名、生年月日及び国籍等に変更がないときは、同項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- 2| 前項の書類のうち第九条第二項第二号に掲げる書類については、前項に規定する場合のほか、法第三章の規定により既に経済産業大臣に届

式第九（二）により行ふものとする。ただし、供給者等の代表者の氏名、住所及び設立準拠法 国等に変更がないときは、第九条第二項第一号に掲げる書類の添付を、供給者等の役員の氏名、生年月日及び国籍等に変更がないときは、同項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

（新設）

け出た当該書類の内容に変更がないときは、法第五十四条第四項の規定により報告する導入等計画書の変更の報告書にその旨を記載することにより、当該書類の添付を省略することができる。ただし、経済産業大臣が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3| 法第五十四条第四項の主務省令で定める変更は、次のとおりとする。

- 一 構成設備の種類、名称又は機能の変更
- 二 構成設備の供給者の名称、住所、法人番号

2| 法第五十四条第四項の主務省令で定める変更は、構成設備の種類、名称又は機能の変更とする。

- (新設)
- (新設)

4 (略)	又は設立準拠法国等（個人である場合にあつては、氏名、住所及び国籍等）の変更（前号に掲げる変更に伴うものに限る。）
3 (略)	

様式第一及び第四（一）から第十までを次のように改める。

様式第一（第三条関係）

第 号	
指 定 通 知 書	
年 月 日	
殿	
経済産業大臣	
経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）第50条第1項の主務省令で定める基準に該当する者であることから、同項の規定により特定社会基盤事業者として指定したので、同条第2項の規定により、下記のとおり通知する。 なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に経済産業大臣に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をすることができる。 また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。	
記	
名 称	
住 所	
特定社会基盤事業 の 種 類	
指定をした年月日	

様式第四（一）（第九条第一項及び第二十一条第一項関係）

導入等計画書（特定重要設備の導入を行う場合）

年 月 日

殿

住 所
名 称
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第52条第1項の規定により、特定重要設備の導入を行うので、次のとおり届け出ます。

1. 特定重要設備の概要

特定重要設備の種類	
特定重要設備の名称	
特定重要設備の機能	
特定重要設備を設置する場所	
特定重要設備を使用する場所	

（記載上の注意）

1. この様式において「特定社会基盤事業者」とは、この導入等計画書を届ける特定社会基盤事業者をいう。
2. 「特定重要設備の種類」の欄には、第1条において定める特定重要設備のうち、該当するものを記載すること。
3. 「特定重要設備の名称」の欄には、同一の種類の特重要設備から導入を行う特定重要設備を特定する事項（品名、型番号等）を記載すること。
4. 「特定重要設備の機能」の欄には、特定社会基盤役務を安定的に提供するため特定重要設備が有する固有の役割を果たす作用を記載すること。
5. 「特定重要設備を設置する場所」及び「特定重要設備を使用する場所」の欄には、特定重要設備の全部又は一部が設置又は使用されている全ての場所について、原則として、それぞれの場所の所在する都道府県名までを記載す

ることとし、国外に所在する場合には、これらに相当するものを記載すること。ただし、特定重要設備の全部又は一部がクラウドサービスである場合には、都道府県名の記載に代えて、当該クラウドサービスのリージョンを記載することができる。

6. 5. のうち、特定重要設備の全部又は構成設備がクラウドサービスである場合には、「特定重要設備を設置する場所」の欄に、その所在地と併せて当該クラウドサービスを提供する事業者名を記載すること。

7. 5. のうち、構成設備（クラウドサービスである場合を除く。）をデータセンターに設置する場合には、「特定重要設備を設置する場所」の欄に、その所在地と併せて当該データセンターを提供する事業者名を記載すること。

2. 特定重要設備の導入の内容及び時期

内容	
時期	

（記載上の注意）

1. 「内容」の欄には、導入の目的を記載すること。
2. 「時期」の欄には、特定重要設備を導入するために必要な一連の行為が完了し、役務の提供の用に供する時点を記載すること。具体的な時点が未定である場合には、予定年月を記載した上で、「(予定)」と併せて記載すること。

3. 導入に携わる者に関する事項

名称	
代表者の氏名	
住所	
法人番号	
設立準拠法	
導入との関係	

（記載上の注意）

1. 「導入に携わる者」の欄には、特定重要設備の供給者から、当該特定重要設備を特定社会基盤事業者が導入するまでに経由する者のうち、次の（1）又は（2）に該当する者に関する情報を記載すること。
（1）特定社会基盤事業者と特定重要設備の供給者との間に介在し、特定重要設備の供給網の管理その他の特定重要設備の導入に当たって重要な役割を有する者

(2) 特定重要設備についてサイバーセキュリティに関する対策の実施状況の確認等の妨害行為の防止に関する実施状況の確認を実施する者であって、当該特定重要設備の機能に変更を及ぼし得る者

2. 「名称」の欄には、個人である場合には氏名を記載すること。この場合には、「代表者の氏名」の欄は、空欄とすること（以下この様式において同じ。）。
3. 「法人番号」の欄は、個人又は国税庁長官から法人番号の指定を受けていない法人の場合には空欄とすること（以下この様式において同じ。）。
4. 「設立準拠法国等」の欄には、その設立に当たって準拠した法令を制定した国又は地域の名称（個人である場合にあっては、国籍等。以下この様式において同じ。）を記載すること。
5. 「設立準拠法国等」の欄に記載する情報は、個人である場合には、当該個人が経済産業大臣に直接に提出することができる。このとき、当該個人は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出することを報告することとする。
6. 「導入との関係」の欄には、1. の（1）又は（2）のいずれに該当するかを記載した上で、導入に携わる者が行う行為を具体的に記載すること。

4. 特定重要設備の供給者に関する事項

(1) 特定重要設備の供給者

名称	
代表者の氏名	
住所	
法人番号	
設立準拠法国等	

(記載上の注意)

1. 特定社会基盤事業者が特定重要設備の供給者である場合には、代表者の氏名、住所、法人番号及び設立準拠法国等の記載を省略することができる。
2. 「設立準拠法国等」の欄に記載する情報は、個人である場合には、当該個人が経済産業大臣に直接に提出することができる。このとき、当該個人は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出することを報告することとする。

(2) 特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の5%以上を直接に保有する者

	名称	法人番号	設立準拠法国等	議決権保有割合 (%)	確認した 年月日
--	----	------	---------	----------------	-------------

①					
②					
③					
④					
⑤					
⑥					
⑦					
⑧					

(記載上の注意)

1. 特定社会基盤事業者が特定重要設備の供給者である場合には、本項の記載を省略することができる。
2. 議決権保有割合は、届出の日前6月以内の日における総株主等の議決権の数に占める割合を、小数点以下第3位を四捨五入して記載すること（以下この様式において同じ。）。
3. 「設立準拠法国等」の欄に記載する情報は、個人である場合には特定重要設備の供給者が経済産業大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出することを報告することとする。

(3) 特定重要設備の供給者の役員

	氏名	生年月日	国籍等
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			

(記載上の注意)

1. 特定社会基盤事業者又は経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（以下この様式において「令」という。）第10条第1項各号に掲げる者が特定重要設備の供給者である場合には、本項の記載を省略することができる。ただし、経済産業大臣は、特に必要があると認めるときは、当該事項に係る情報の提供を求めることができる。

2. 「生年月日」及び「国籍等」の欄に記載する情報及び当該情報に係る第9条第2項第2号に掲げる書類は、特定重要設備の供給者が経済産業大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出することを報告することとする。

(4) 特定重要設備の供給者における外国政府等との取引に係る売上高の割合

年 月 日～ 年 月 日の3年間 該当あり□、該当なし□		
事業年度	外国政府等の名称	割合 (%)

(記載上の注意)

1. 特定社会基盤事業者又は令第10条に掲げる者が特定重要設備の供給者である場合には、本項の記載を省略することができる。ただし、経済産業大臣は、特に必要があると認めるときは、当該事項に係る情報の提供を求めることができる。
2. 届出の日の2月前の日以前に終了した直近の3事業年度のうち、いずれか1の事業年度における特定重要設備の供給者の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が100分の25以上である場合には「該当あり」に印を付け、それ以外の場合には「該当なし」に印を付けること。
3. 「外国政府等の名称」及び「割合」の欄に記載する情報は、特定重要設備の供給者が経済産業大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出することを報告することとする。

(5) 特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在地

工場又は事業場の所在地		
(確認項目) 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の導入に当たって、特定重要設備の供給者が単に自らに対し販売を行っているのみならず、上記の「工場又は事業場の所在地」の欄に所在地が記載された工場又は事業場において当該供給者が自ら特定重要設備を製造し、かつ、当該特定重要設備の機能を充足させていることを確認している。	□	

(記載上の注意)

1. 「工場又は事業場の所在地」の欄には、特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在する国又は地域の名称を記載すること（以下この様式において同じ。）。
2. 確認項目の内容を確認している場合には、その右欄にある□に印を付けること。

5. 構成設備に関する事項

(1) 概要	構成設備の種類					
	構成設備の名称					
	構成設備の機能					
(2) 供給者	名称					
	代表者の氏名					
	住所					
	法人番号					
	設立準拠法国等					
(3) を直接に保有する者 供給者の総株主等の議決権の5%以上		名称	法人番号	設立準拠法 国等	議決権保有 割合 (%)	確認した年 月日
	①					
	②					
	③					
	④					
	⑤					
	⑥					
	⑦					
	⑧					

(4) 供給者の役員		氏名	生年月日	国籍等
	①			
	②			
	③			
	④			
	⑤			
	⑥			
	⑦			
	⑧			
	(5) 供給者における外国政府等との取引に係る売上高の割合	年 月 日～ 年 月 日の3年間 該当あり□、該当なし□		
事業年度		外国政府等の名称	割合 (%)	
(6) 製造する工場又は事業場の所在地	工場又は事業場の所在地			
	(確認項目) 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者がその製造に当たって、構成設備の供給者が単に特定重要設備の供給者に対し販売を行っているのみならず、上記の「工場又は事業場の所在地」の欄に所在地が記載された工場又は事業場において当該構成設備の供給者が自ら構成設備を製造し、かつ、当該構成設備の機能を充足させていることを確認している。			□

(記載上の注意)

1. 「構成設備の種類」の欄には、第 12 条において定める構成設備のうち、該当するものを記載すること。
2. 「構成設備の名称」の欄には、同一の種類構成設備から導入を行う構成設備を特定する事項（品名又は型番号等）を記載すること。
3. 「構成設備の機能」の欄には、特定重要設備が特定社会基盤役務を安定的に提供するため構成設備が有する固有の役割を果たす作用を記載すること。
4. 構成設備が I S M A P の登録を受けているクラウドサービスである場合は、「構成設備の名称」の欄に利用する当該クラウドサービスの名称を、「構成設備の機能」の欄に利用する当該クラウドサービスが担う機能を、それぞれ記載すること。
5. 構成設備が I S M A P の登録を受けているクラウドサービスである場合は、（3）から（6）までの項の記載及び当該構成設備の一部を構成する構成設備に関する記載を省略することができる。
6. 特定社会基盤事業者が構成設備の供給者である場合には、（2）のうち代表者の氏名、住所、法人番号及び設立準拠法等の記載並びに（3）から（5）までの項の記載を省略することができる。
7. 令第 10 条第 1 項各号に掲げる者が構成設備の供給者である場合には、（4）及び（5）の項の記載を省略することができる。ただし、経済産業大臣は、特に必要があると認めるときは、当該事項に係る情報の提供を求めることができる。
8. （2）及び（3）の「設立準拠法等」の欄に記載する情報は、個人である場合には構成設備の供給者が経済産業大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出することを報告することとする。
9. （4）の「生年月日」及び「国籍等」の欄に記載する情報並びに当該情報に係る第 9 条第 2 項第 2 号に掲げる書類は、構成設備の供給者が経済産業大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出することを報告することとする。
10. 届出の日の 2 月前の日以前に終了した直近の 3 事業年度のうち、いずれか 1 の事業年度における構成設備の供給者の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が 100 分の 25 以上である場合には（5）の「該当あり」に印を付け、それ以外の場合には「該当なし」に印を付けること。
11. （5）の「外国政府等の名称」及び「割合」の欄に記載する情報は、構成設備の供給者が経済産業大臣に直接に提出することができる。このとき、当

該供給者は、特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出することを報告することとする。

12. 8、9. 又は 11. の規定により報告を受けた特定重要設備の供給者は、特定社会基盤事業者に対し、当該規定による報告を受けた旨を報告することとする。

13. (6) の確認項目の内容を確認している場合には、その右欄にある□に印を付けること。

6. 特定重要設備の導入に当たって特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置に係る事項

項目	チェック	備考
(1) 特定重要設備及び構成設備の供給者における製造等の過程で、特定重要設備及び構成設備に不正な変更が加えられることを防止するために必要な管理がなされ、当該管理がなされていることを特定社会基盤事業者が確認できることを契約等により担保している。		
①ー1 特定社会基盤事業者は、特定社会基盤事業者等において、特定重要設備に悪意のあるコード等が混入していないかを確認するための受入検査その他の検証体制が構築されており脆弱性テストが導入までに実施されること※を確認している。 ※ 当該特定重要設備の供給者及び当該特定重要設備の構成設備の供給者によって実施されるものを除く。	□	
①ー2 特定社会基盤事業者※ ¹ は、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者等において、構成設備に悪意のあるコード等が混入していないかを確認するための受入検査その他の検証体制が構築されており脆弱性テストが導入までに実施されること※ ² を確認している。 ※ ¹ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。 ※ ² 当該構成設備の供給者によって実施されるものを除く。	□	

②ー１ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が特定社会基盤事業者によって調達時に指定された情報セキュリティ要件（特定重要設備に最新のセキュリティパッチが適用されているか否か、不正プログラム対策ソフトウェアを最新化しているか否か等）を導入までに実装することを確認している。	☐	
②ー２ 特定社会基盤事業者※は、構成設備の供給者が特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者によって調達時に指定された情報セキュリティ要件（構成設備に最新のセキュリティパッチが適用されているか否か、不正プログラム対策ソフトウェアを最新化しているか否か等）を導入までに実装することを確認している。 ※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。	☐	
③ー１ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が、特定重要設備の製造工程（開発工程を含む。）において信頼できる品質保証体制を確立していることを確認している。	☐	
③ー２ 特定社会基盤事業者※は、構成設備の供給者が、構成設備の製造工程（開発工程を含む。）において信頼できる品質保証体制を確立していることを確認している。 ※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。	☐	
④ー１ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が、特定重要設備の製造工程（開発工程を含む。）における不正な変更の有無について定期的又は随時に確認を行うことを確認している。	☐	

④ー２ 特定社会基盤事業者※は、構成設備の供給者が、構成設備の製造工程（開発工程を含む。）における不正な変更の有無について定期的又は随時に確認を行うことを確認している。 ※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。	☐	
⑤ー１ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が特定重要設備の製造環境（開発環境を含む。）において、定められた要員以外がアクセスできないよう、アクセス可能な要員を物理的（監視カメラ等の入退室管理等）かつ論理的（データやシステム等へのアクセス制御）に適切に制限することを確認している。	☐	
⑤ー２ 特定社会基盤事業者※は、構成設備の供給者が構成設備の製造環境（開発環境を含む。）において、定められた要員以外がアクセスできないよう、アクセス可能な要員を物理的（監視カメラ等の入退室管理等）かつ論理的（データやシステム等へのアクセス制御）に適切に制限することを確認している。 ※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。	☐	
⑥ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備をインターネット回線と接続する場合には、特定重要設備に、不正なアクセス等を防ぐための機能を実装し、その利用マニュアル・ガイダンス等を自ら適切に整備・実施している。	☐	
⑦ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者及び特定重要設備の導入に携わる者が、特定重要設備の設置等に際して不正な変更を加えることを防止する体制を確立していることを確認している。	☐	

⑧ー１ 特定社会基盤事業者は、導入した特定重要設備に不正な変更やそのおそれがあることを発見した場合には、特定重要設備の供給者が詳細な調査や立入検査等に協力することが担保されていることを確認している。	☐	
⑧ー２ 特定社会基盤事業者※は、導入した特定重要設備の構成設備に不正な変更やそのおそれがあることを発見した場合には、構成設備の供給者が詳細な調査や立入検査等に協力することが担保されていることを確認している。 ※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。	☐	
(２) 特定重要設備又は構成設備について、将来的に保守・点検等が必要となることが見込まれる場合に、当該保守・点検等を行うことができる者が特定重要設備又は構成設備の供給者に限られるかどうか等の実態も踏まえ、供給者を選定している。		
⑨ー１ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者によるサービス保証（故障対応や脆弱性対応等）が十分に講じられることを確認している。	☐	
⑨ー２ 特定社会基盤事業者※は、構成設備の供給者によるサービス保証（故障対応や脆弱性対応等）が十分に講じられることを確認している。 ※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。	☐	
⑩ー１ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備のサービス保証（故障対応や脆弱性対応等）が受けられなくなった場合を想定して、代替手段の検討等の必要な対策を自ら講じている。	☐	
⑩ー２ 特定社会基盤事業者※は、構成設備のサービス保証（故障対応や脆弱性対応等）が受けられなくなった場合を想定し	☐	

て、代替手段の検討等の必要な対策を自ら講じている。 ※ 特定重要設備の供給者において検討している場合も含む。		
(3) 特定重要設備及び構成設備について、不正な妨害が行われる兆候を把握可能な体制がとられており、不正な妨害が加えられた場合であっても、冗長性が確保されているなど、役務の提供に支障を及ぼさない構成となっている。		
⑪ 特定社会基盤事業者は、ランサムウェアに感染した場合等の特定重要設備に対する不正な妨害が行われたときであっても役務の提供が継続できる体制（バックアップの取得・隔離管理、復旧手順の明確化・具体化、代替設備との交換等）について、自ら整備している。	☐	
⑫ 特定社会基盤事業者は、情報の漏洩等の情報セキュリティインシデントが発生した場合の対応方針・体制（マニュアル等の整備、定期的なインシデント対応の訓練等）を自ら整備している。	☐	
⑬ 特定社会基盤事業者は、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者が、特定重要設備についてアクセス制御に関する仕組みを講じ、特定重要設備に対する不正なアクセスを監視する仕組みを導入までに実装することを確認している。	☐	
(4) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（再委託を含む。）の相手方について、過去の実績を含め、我が国の法令や国際的に受け入れられた基準等の遵守状況を確認している。		
⑭－1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が、届出を行おうとする時から遡って3年間の実績を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準（それに基づいて各国で整備されている規制等を含む。）に反していないことを確認している。	☐	
⑭－2 特定社会基盤事業者*は、構成設備の供給者が、届出を行おうとする時から	☐	

遡って3年間の実績を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準（それに基づいて各国で整備されている規制等を含む。）に反していないことを確認している。 ※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。		
（5）特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給や委託（再委託を含む。）した重要維持管理等の適切性について、外国の法的環境等により影響を受けるものではないことを確認している。		
⑮－1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が、外国の法的環境や外部主体の指示（明示的なものだけでなく暗黙の指示も含む。）によって、特定社会基盤事業者との契約に違反する行為が生じた可能性がある場合、これを特定社会基盤事業者に対して報告することを契約等により担保している。	☐	
⑮－2 特定社会基盤事業者※は、構成設備の供給者が、外国の法的環境や外部主体の指示（明示的なものだけでなく暗黙の指示も含む。）によって、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者等との契約に違反する行為が生じた可能性がある場合、これを特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者等に対して報告することを契約等により担保している。 ※ 特定重要設備の供給者等を通じて担保している場合も含む。	☐	
⑯ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備を設置し又は使用する場所において、監視カメラやドローン等の映像情報を得ることを目的とした機器を設置し又は使用する場合、当該機器の供給者の本社等（供給者の総株主等の議決権の過半数を直接又は間接に保有する者の本社等を含む。）の立地する場所の法的環境等により、当	☐	

該機器の映像情報の取扱いの適切性が影響を受けないことを確認している。		
⑰ 特定社会基盤事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 43 条の 3 の 5 第 2 項第 5 号に規定する発電用原子炉施設の安全性を確保するための機能を有する設備又は装置であって、当該機能を確保できない場合には特定重要設備の使用を開始することができず、又は当該特定重要設備の機能を停止させ、若しくは低下させることを求められるもの及び特定重要設備の機能を停止させ、又は低下させる破壊行為の脅威に対応するために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）第 91 条第 2 項第 18 号に規定する発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムをいう。）を設置し又は使用する場合、当該情報システムの供給者の本社等（供給者の議決権の過半数を直接又は間接に保有する者の本社等を含む。）の立地する場所の法的環境等により、当該情報システムによる当該操作の適切性が影響を受けないことを確認している。	□	
（6）特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（再委託を含む。）の相手方に関して、我が国の外部からの影響を判断するに資する情報の提供が受けられることを契約等により担保している。また、契約締結後も当該情報について変更があった場合には、適時に情報提供を受けられることを契約等により担保している。		
⑱ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備及び構成設備の供給者の名称・所在地、役員や資本関係等、事業計画や実績、設備又は部品を製造する工場等の所在地、作業	□	

に従事する者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)等に関する情報提供を受けられることを契約等により担保している。 また、特定社会基盤事業者は、契約締結後に上記の事項について変更があった場合には、適時に情報提供を受けられることを契約等により担保している。		
その他特記事項		

(記載上の注意)

1. それぞれの項目の措置を講じている場合には、□に印を付けること。
2. 構成設備が I S M A P の登録を受けているクラウドサービスである場合には、当該構成設備及び当該構成設備の一部を構成する構成設備に係る①－２、②－２、③－２、④－２、⑤－２、⑧－２、⑨－２、⑩－２の項目に関する記載を、それぞれ省略することができる。
3. それぞれの項目と同一の内容でない場合であっても、同等の特定妨害行為を防止するための措置が実施できていると考えられる場合には、当該措置の内容を、それぞれの項目に対応する備考の欄に記載すること。
4. ①－２、②－２、③－２、④－２、⑤－２、⑧－２、⑨－２及び、⑩－２、⑭－２及び、⑮－２の項目の措置を講じていることを証する書類は、特定重要設備の供給者又は構成設備の供給者が経済産業大臣に直接に提出することができる。このとき、特定重要設備の供給者又は構成設備の供給者は、それぞれ特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた特定重要設備の供給者は、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

7. 備考

--

--

注 用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とすること。

様式第四（二）（第九条第一項及び第二十一条第一項関係）

導入等計画書（特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合）

年 月 日

殿

住 所
名 称
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第52条第1項の規定により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせるので、次のとおり届け出ます。

1. 特定重要設備の概要

特定重要設備の種類	
特定重要設備の名称	
特定重要設備の機能	
特定重要設備を設置する場所	
特定重要設備を使用する場所	

（記載上の注意）

- 1. この様式において「特定社会基盤事業者」とは、この導入等計画書を届ける特定社会基盤事業者をいう。
- 2. 「特定重要設備の種類」の欄には、第1条において定める特定重要設備のうち、該当するものを記載すること。
- 3. 「特定重要設備の名称」の欄には、同一の種類の特重要設備から重要維持管理等を行わせる特定重要設備を特定する事項（品名、型番号等）を記載すること。
- 4. 「特定重要設備の機能」の欄には、特定社会基盤役務を安定的に提供するため特定重要設備が有する固有の役割を果たす作用を記載すること。
- 5. 「特定重要設備を設置する場所」及び「特定重要設備を使用する場所」の欄には、特定重要設備の全部又は一部が設置され又は使用されている全ての

場所について、原則として、それぞれの場所の所在する都道府県名までを記載することとし、国外に所在する場合には、これらに相当するものを記載すること。ただし、特定重要設備の全部又は一部がクラウドサービスである場合には、都道府県名の記載に代えて、当該クラウドサービスのリージョンを記載することができる。

6. 前記5.のうち、特定重要設備の全部又は構成設備がクラウドサービスである場合には、「特定重要設備を設置する場所」の欄に、その所在地と併せて当該クラウドサービスを提供する事業者名を記載すること。

7. 前記5.のうち、構成設備（クラウドサービスである場合を除く。）をデータセンターに設置する場合には、「特定重要設備を設置する場所」の欄に、その所在地と併せて当該データセンターを提供する事業者名を記載すること。

2. 重要維持管理等の委託の内容及び時期又は期間

重要維持管理等の委託の内容	目的	
	行わせる重要維持管理等の内容	
	重要維持管理等を行う場所	
重要維持管理等を行わせる時期又は期間		

（記載上の注意）

「重要維持管理等を行わせる時期又は期間」の欄には、単発・継続性のない重要維持管理等の委託の場合には当該重要維持管理等を行わせる時期を、反復・継続的な重要維持管理等の委託の場合には当該重要維持管理等を行わせる期間を記載すること。具体的な時点が未定である場合には、予定年月を記載した上で、「(予定)」と併せて記載すること。

3. 重要維持管理等の委託の相手方に関する事項

（1）重要維持管理等の委託の相手方

名称	
代表者の氏名	
住所	
法人番号	

設立準拠法国等	
---------	--

(記載上の注意)

1. 「名称」の欄には、個人である場合には、氏名を記載すること。この場合には、「代表者の氏名」の欄は、空欄とすること（以下この様式において同じ。）。
2. 「法人番号」の欄は、個人又は国税庁長官から法人番号の指定を受けていない法人の場合には、空欄とすること（以下この様式において同じ。）。
3. 「設立準拠法国等」の欄にはその設立に当たって準拠した法令を制定した国又は地域の名称（個人である場合にあっては、国籍等。以下この様式において同じ。）を記載すること。
4. 「設立準拠法国等」の欄に記載する情報は、個人である場合には、当該個人が経済産業大臣に直接に提出することができる。このとき、当該個人は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出することを報告することとする。

(2) 重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の5%以上を直接に保有する者

	名称	法人番号	設立準拠法国等	議決権保有割合 (%)	確認した年月日
①					
②					
③					
④					
⑤					
⑥					
⑦					
⑧					

(記載上の注意)

1. 議決権保有割合は、届出の日前6月以内の日における総株主等の議決権の数に占める割合を、小数点以下第3位を四捨五入して記載すること（以下この様式において同じ。）。
2. 「設立準拠法国等」の欄に記載する情報は、個人である場合には、重要維持管理等の委託の相手方が経済産業大臣に直接に提出することができる。このとき、当該委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出することを報告することとする。

(3) 重要維持管理等の委託の相手方の役員

	氏名	生年月日	国籍等
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			

(記載上の注意)

1. 委託の相手方が経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（以下この様式において「令」という。）第10条第1項各号に掲げる者である場合には、本項の記載を省略することができる。
2. 「生年月日」及び「国籍等」の欄に記載する情報並びに当該情報に係る第9条第2項第2号に掲げる書類は、重要維持管理等の委託の相手方が経済産業大臣に直接に提出することができる。このとき、当該委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出することを報告することとする。

(4) 重要維持管理等の委託の相手方における外国政府等との取引に係る売上高の割合

年 月 日～ 年 月 日の3年間 該当あり□、該当なし□		
事業年度	外国政府等の名称	割合 (%)

(記載上の注意)

1. 委託の相手方が令第10条第1項各号に掲げる者である場合には、本項の記載を省略することができる。
2. 届出の日の2月前の日以前に終了した直近の3事業年度のうち、いずれか1の事業年度における重要維持管理等の委託の相手方の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が100分の25以上である場合には「該当あり」に印を付け、それ以外の場合には「該当なし」に印を付けること。
3. 「外国政府等の名称」及び「割合」の欄に記載する情報は、重要維持管理等の委託の相手方が経済産業大臣に直接に提出することができる。このとき、

当該委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出することを報告することとする。

4. 重要維持管理等の再委託に関する事項

は 期 間	(1) 内容及び時期又	行わせる重要維持管理等の内容				
		重要維持管理等を行う場所				
		重要維持管理等を再委託して行わせる時期又は期間				
相 手 方	(2) 再委託の	名称				
		代表者の氏名				
		住所				
		法人番号				
		設立準拠法 国等				
の 5 % 以 上 を 直 接 に 保 有 す る 者	(3) 再委託の相手方の総株主等の議決権					
		名称	法人番号	設立準拠法 国等	議決権保有 割合 (%)	確認した年 月日
	①					
	②					
	③					
	④					
	⑤					
	⑥					
	⑦					
	⑧					

(4) 再委託の相手方の役員		氏名	生年月日	国籍等
	①			
	②			
	③			
	④			
	⑤			
	⑥			
	⑦			
	⑧			
	(5) 再委託の相手方における外国政府等との取引に係る売上高の割合	年 月 日～ 年 月 日の3年間 該当あり□、該当なし□		
事業年度		外国政府等の名称	割合 (%)	

(記載上の注意)

1. 再委託を受けた者が他の事業者にも再委託して重要維持管理等を行わせる場合にあっては、当該再委託する重要維持管理等の内容及び時期又は期間並びに当該再委託の相手方に関する事項も記載すること。
2. 「重要維持管理等を再委託して行わせる時期又は期間」の欄には、単発・継続性のない重要維持管理等の再委託の場合は当該重要維持管理等を行わせる時期を、反復・継続的な重要維持管理等の再委託の場合は当該重要維持管理等を行わせる期間を記載すること。
3. 再委託の相手方が令第10条第1項各号に掲げる者である場合には、(4)及び(5)の項の記載を省略することができる。ただし、経済産業大臣は、特に必要があると認めるときは、当該事項に係る情報の提供を求めることができる。
4. 第17条第1項の規定に基づき、重要維持管理等の再委託に関する事項(当該重要維持管理等の再委託に係る第15条第3号に掲げる事項を除く。)の

記載を省略するときは、第 17 条第 1 項各号に掲げる場合に該当することを証する書類を添付するとともに、講じた措置を「5. 導入等計画書の届出の例外」の備考欄に記載すること。

5. (2) 及び (3) の「設立準拠法外国等」の欄に記載する情報は、個人である場合には、重要維持管理等の再委託の相手方が経済産業大臣に直接に提出することができる。このとき、当該再委託の相手方は、重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出することを報告することとする。
6. (4) の「生年月日」及び「国籍等」の欄に記載する情報並びに当該情報に係る第 9 条第 2 項第 2 号に掲げる書類は、重要維持管理等の再委託の相手方が経済産業大臣に直接に提出することができる。このとき、当該再委託の相手方は、重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出することを報告することとする。
7. 届出の日の 2 月前の日以前に終了した直近の 3 事業年度のうち、いずれか 1 の事業年度における重要維持管理等の再委託の相手方の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が 100 分の 25 以上である場合には (5) の「該当あり」に印を付け、それ以外の場合には「該当なし」に印を付けること。
8. (5) の「外国政府等の名称」及び「割合」の欄に記載する情報は、重要維持管理等の再委託の相手方が経済産業大臣に直接に提出することができる。このとき、当該再委託の相手方は、重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出することを報告することとする。
9. 5、6 又は 8 の規定により報告を受けた重要維持管理等の委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、当該規定による報告を受けた旨を報告することとする。

5. 導入等計画書の届出の例外

項目	チェック	備考
(1) 特定社会基盤事業者が、当該再委託に係る第 15 条第 1 号及び第 2 号に掲げる事項を把握するための措置を講じていること。	☐	
(2) 特定社会基盤事業者又は当該再委託を受けた者に再委託した者が、当該再委託を受けた者において次に掲げる措置が講じられていることを確認するために必要な措置を講じていること。	☐	

① 当該再委託を受けた者が、再委託された重要維持管理等を行う区域を特定し、特定された当該区域への立入りを制限することその他の当該区域への不正なアクセスを予防するための措置。	
② 当該再委託を受けた者が、再委託された重要維持管理等に係る業務に従事する職員による特定重要設備の重要維持管理等に関する記録の保管及び確認の手順を定め、これを遵守させることその他の方法により、重要維持管理等を行う特定重要設備に対する不正な操作又は不正な行為の有無について定期的に又は随時に監査するための措置。	

6. 重要維持管理等の委託に当たって特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置に係る事項

項目	チェック	備考
(1) 委託された重要維持管理等の実施に当たり、委託（再委託を含む。）を受けた者（その従業員等を含む。）によって、特定重要設備について特定社会基盤事業者が意図しない変更が加えられることを防止するために必要な管理等がなされ、その管理等に関する事項を特定社会基盤事業者が確認できることを契約等により担保している。		
① 特定社会基盤事業者※は、委託の相手方及び再委託の相手方等において、特定重要設備の操作ログや作業履歴等の保管に関する手順及びその確認に関する手順が明確に定められており、当該操作ログや作業履歴等の確認等により不正な変更の有無を定期的又は随時に確認することについて確認している。 ※ 再委託の相手方等における実施状況については、委託の相手方を通じて確認している場合も含む。	☐	
② 特定社会基盤事業者は、特定重要設備及び構成設備の状況を把握し、既存の設備について最新のセキュリティパッチが適用されているかどうか等の資産の管理を定期的に行っており、また、今後交換	☐	

する予定の設備についても同様に資産の管理を定期的に行うこととしている。		
③ 特定社会基盤事業者※は、委託の相手方及び再委託の相手方等が保有している設計書や設備等の情報について、委託の相手方及び再委託の相手方等が定めた要員以外が当該情報にアクセスできないよう、要員を物理的（監視カメラ等の入退室管理等）かつ論理的（データやシステムへのアクセス防御）に適切に制限することを確認している。 ※ 再委託の相手方等における実施状況については、委託の相手方を通じて確認している場合も含む。	□	
④ 特定社会基盤事業者※は、委託の相手方及び再委託の相手方等が、重要維持管理等の実施環境において、委託の相手方及び再委託の相手方等が定めた要員以外がアクセスできないよう、要員を物理的（監視カメラ等の入退室管理等）かつ論理的（データやシステムへのアクセス防御）に適切に制限することを確認している。 ※ 再委託の相手方等における実施状況については、委託の相手方を通じて確認している場合も含む。	□	
⑤ 特定社会基盤事業者※は、委託の相手方及び再委託の相手方等において、重要維持管理等を実施する要員や管理責任者に対するサイバーセキュリティに関する教育や研修を定期的（年間1回以上）に実施し、サイバーセキュリティリテラシーの維持向上に努めていることを確認している。 ※ 再委託の相手方等における実施状況については、委託の相手方を通じて確認している場合も含む。	□	

(2) 重要維持管理等の再委託が行われる場合においては、再委託を受けた者のサイバーセキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報が、再委託を行った者を通じて特定社会基盤事業者提供され、また、再委託を行うことについてあらかじめ特定社会基盤事業者の承認を受けることが契約等により担保されている。		
⑥ 特定社会基盤事業者は、委託の相手方が再委託を行うに当たり、特定社会基盤事業者の承認を得ることを要件としており、再委託の相手方等に対しても、更に再委託を行う場合には、特定社会基盤事業者の承認を受けること等を要件として課していることを確認している。	☐	
⑦ 特定社会基盤事業者は、委託の相手方との契約において再委託の相手方等が委託の相手方と同等のサイバーセキュリティ対策を確保することを、再委託を行う場合の条件として設定することを要件としている。	☐	
(3) 特定社会基盤事業者が、委託の相手方が契約に反して重要維持管理等の役務の提供を中断又は停止するおそれがないかを確認している。		
⑧ 特定社会基盤事業者※は、委託の相手方及び再委託の相手方等の事業安定性を、委託の相手方及び再委託の相手方等の事業計画（例えば、中期経営計画等）、資産状況及び役務の提供実績等により確認している。 ※ 再委託の相手方等については、委託の相手方を通じて確認している場合も含む。	☐	
(4) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（再委託を含む。）の相手方について、過去の実績を含め、我が国の法令や国際的に受け入れられた基準等の遵守状況を確認している。		
⑨ー1 特定社会基盤事業者は、委託の相手方が、届出を行おうとする時から遡って3年間の実績を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準（それに基づいて各国で整備されている規制等を	☐	

含む。)に反していないことを確認している。		
⑨ー２ 特定社会基盤事業者※は、再委託の相手方等が、届出を行おうとする時から遡って３年間の実績を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準（それに基づいて各国で整備されている規制等を含む。）に反していないことを確認している。 ※ 委託の相手方を通じて確認している場合も含む。	□	
(５) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給や委託（再委託を含む。）した重要維持管理等の適切性について、外国の法的環境等により影響を受けるものではないことを確認している。		
⑩ー１ 特定社会基盤事業者は、委託の相手方が、外国の法的環境や外部主体の指示（明示的なものだけでなく暗黙の指示も含む。）によって、特定社会基盤事業者との契約に違反する行為が生じた可能性がある場合、これを特定社会基盤事業者に対して報告することを契約等により担保している。	□	
⑩ー２ 特定社会基盤事業者※は、再委託の相手方等が、外国の法的環境や外部主体の指示（明示的なものだけでなく暗黙の指示も含む。）によって、特定社会基盤事業者又は再委託を行った者との契約に違反する行為が生じた可能性がある場合、これを特定社会基盤事業者又は再委託を行った者に対して報告することを契約等により担保している。 ※ 再委託を行った者を通じて担保している場合も含む。	□	
⑪ 特定社会基盤事業者は、重要維持管理等を実施する場所において、監視カメラやドローン等の映像情報を得ることを目的とした機器を設置し又は使用する場	□	

合、当該機器の供給者の本社等（供給者の総株主等の議決権の過半数を直接又は間接に保有する者の本社等を含む。）の立地する場所の法的環境等により、当該機器の情報の取扱いの適切性が影響を受けないことを確認している。		
⑫ 特定社会基盤事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 43 条の 3 の 5 第 2 項第 5 号に規定する発電用原子炉施設の安全性を確保するための機能を有する設備又は装置であって、当該機能を確保できない場合には特定重要設備の使用を開始することができず、又は当該特定重要設備の機能を停止させ、若しくは低下させることを求められるもの及び特定重要設備の機能を停止させ、又は低下させる破壊行為の脅威に対応するために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）第 91 条第 2 項第 18 号に規定する発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムをいう。）を設置し又は使用する場合、当該情報システムの供給者の本社等（供給者の議決権の過半数を直接又は間接に保有する者の本社等を含む。）の立地する場所の法的環境等により、当該情報システムによる当該操作の適切性が影響を受けないことを確認している。	□	
（6）特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（再委託を含む。）の相手方に関して、我が国の外部からの影響を判断するに資する情報の提供が受けられることを契約等により担保している。また、契約締結後も当該情報について変更があった場合に、適時に情報提供を受けられることを契約等により担保している。		

⑬ 特定社会基盤事業者は、委託の相手方及び再委託の相手方等の名称・所在地、役員や資本関係等、事業計画や実績、重要維持管理等の実施場所、作業に従事する者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）等に関する情報提供を受けられることを契約等により担保している。 また、特定社会基盤事業者は、契約締結後に上記の事項について変更があった場合には、適時に情報提供を受けられることを契約等により担保している。	☐	
その他特記事項		

（記載上の注意）

1. それぞれの項目の措置を講じている場合には、□に印を付けること。
2. それぞれの項目と同一の内容でない場合であっても、同等の特定妨害行為を防止するための措置が実施できていると考えられる場合には、当該措置の内容を、それぞれの項目に対応する備考の欄に記載すること。
3. ①、③、④、⑤、⑧、⑨－2及び⑩－2の項目の措置を講じていることを証する書類（①、③、④、⑤及び⑧については再委託の相手方等に関するものに限る。）は、重要維持管理等の委託の相手方又は再委託の相手方等が経済産業大臣に直接に提出することができる。このとき、重要維持管理等の委託の相手方又は再委託の相手方等は、それぞれ特定社会基盤事業者又は重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた重要維持管理等の委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

7. 備考

--

--

注 用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とすること。

様式第五（一）（第十条第二項及び第二十一条第一項関係）

緊急導入等届出書（特定重要設備の導入を行った場合）

年 月 日

殿

住 所
名 称
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第 52 条第 11 項の規定により、特定重要設備の導入を行ったので、次のとおり届け出ます。

1. 特定重要設備の概要

特定重要設備の種類	
特定重要設備の名称	
特定重要設備の機能	
特定重要設備を設置した場所	
特定重要設備を使用している場所	

（記載上の注意）

1. この様式において「特定社会基盤事業者」とは、この緊急導入等届出書を届け出る特定社会基盤事業者をいう。
2. 「特定重要設備の種類」の欄には、第 1 条において定める特定重要設備のうち、該当するものを記載すること。
3. 「特定重要設備の名称」の欄には、同一の種類の特重要設備から導入を行った特定重要設備を特定する事項（品名、型番号等）を記載すること。
4. 「特定重要設備の機能」の欄には、特定社会基盤役務を安定的に提供するため特定重要設備が有する固有の役割を果たす作用を記載すること。
5. 「特定重要設備を設置した場所」及び「特定重要設備を使用している場所」の欄には、特定重要設備の全部又は一部が設置又は使用されている全ての場

所について、原則として、それぞれの場所の所在する都道府県名までを記載することとし、国外に所在する場合は、これらに相当するものを記載すること。ただし、特定重要設備の全部又は一部がクラウドサービスである場合には、都道府県名の記載に代えて、当該クラウドサービスのリージョンを記載することができる。

6. 前記5.のうち、特定重要設備の全部又は構成設備がクラウドサービスである場合には、「特定重要設備を設置した場所」の欄に、その所在地と併せて当該クラウドサービスを提供する事業者名を記載すること。

7. 前記5.のうち、構成設備（クラウドサービスである場合を除く。）をデータセンターに設置する場合には、「特定重要設備を設置した場所」の欄に、その所在地と併せて当該データセンターを提供する事業者名を記載すること。

2. 特定重要設備の導入の内容及び時期

内容	
時期	

（記載上の注意）

1. 「内容」の欄には、導入の目的を記載すること。
2. 「時期」の欄には、特定重要設備を導入するために必要な一連の行為が完了し、役務の提供の用に供する時点を記載すること。具体的な時点が未定である場合には予定年月を記載した上で、「(予定)」と併せて記載すること。

3. 導入に携わる者に関する事項

名称	
代表者の氏名	
住所	
法人番号	
設立準拠法	
導入との関係	

（記載上の注意）

1. この様式において「導入に携わる者」とは、特定社会基盤事業者が特定重要設備の供給者から、当該特定重要設備を導入するまでに経由する者のうち、次の（１）又は（２）に該当する者をいう。

- (1) 特定社会基盤事業者と特定重要設備の供給者との間に介在し、特定重要設備の供給網の管理その他の特定重要設備の導入に当たって重要な役割を有する者
 - (2) 特定重要設備についてサイバーセキュリティに関する対策の実施状況の確認等の妨害行為の防止に関する実施状況の確認を実施する者であって、当該特定重要設備の機能に変更を及ぼし得る者
2. 「名称」の欄には、個人である場合には氏名を記載すること。この場合には、「代表者の氏名」の欄は、空欄とすること（以下この様式において同じ。）。
 3. 「法人番号」の欄は、個人又は国税庁長官から法人番号の指定を受けていない法人の場合には空欄とすること（以下この様式において同じ。）。
 4. 「設立準拠法国等」の欄には、その設立に当たって準拠した法令を制定した国又は地域の名称（個人である場合にあっては、国籍等。以下この様式において同じ。）を記載すること。
 5. 「設立準拠法国等」の欄に記載する情報は、個人である場合には当該個人が経済産業大臣に直接に提出することができる。このとき、当該個人は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出することを報告することとする。
 6. 「導入との関係」の欄には、1. の（1）又は（2）のいずれに該当するかを記載した上で、導入に携わる者が行う行為を具体的に記載すること。

4. 特定重要設備の供給者に関する事項

(1) 特定重要設備の供給者

名称	
代表者の氏名	
住所	
法人番号	
設立準拠法国等	

(記載上の注意)

1. 特定社会基盤事業者が特定重要設備の供給者である場合には、代表者の氏名、住所、法人番号及び設立準拠法国等の記載を省略することができる。
2. 「設立準拠法国等」の欄に記載する情報は、個人である場合には当該個人が経済産業大臣に直接に提出することができる。このとき、当該個人は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出することを報告することとする。

(2) 特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の5%以上を直接に保有する者

	名称	法人番号	設立準拠法 国等	議決権保有割合 (%)	確認した年月日
①					
②					
③					
④					
⑤					
⑥					
⑦					
⑧					

(記載上の注意)

1. 特定社会基盤事業者が特定重要設備の供給者である場合には、本項の記載を省略することができる。
2. 議決権保有割合は、届出の日前6月以内の日における総株主等の議決権の数に占める割合を、小数点以下第3位を四捨五入して記載すること（以下この様式において同じ。）。
3. 「設立準拠法国等」の欄に記載する情報は、個人である場合には、特定重要設備の供給者が経済産業大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出することを報告することとする。

(3) 特定重要設備の供給者の役員

	氏名	生年月日	国籍等
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			

(記載上の注意)

1. 特定社会基盤事業者又は経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の

確保の推進に関する法律施行令（以下この様式において「令」という。）第 10 条第 1 項各号に掲げる者が特定重要設備の供給者である場合には、本項の記載を省略することができる。

2. 「生年月日」及び「国籍等」の欄に記載する情報及び当該情報に係る第 9 条第 2 項第 2 号に掲げる書類は、特定重要設備の供給者が経済産業大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出することを報告することとする。

(4) 特定重要設備の供給者における外国政府等との取引に係る売上高の割合

年 月 日～ 年 月 日の 3 年間 該当あり□、該当なし□		
事業年度	外国政府等の名称	割合 (%)

(記載上の注意)

1. 特定社会基盤事業者又は令第 10 条第 1 項各号に掲げる者が特定重要設備の供給者である場合には、本項の記載を省略することができる。
2. 届出の日の 2 月前の日以前に終了した直近の 3 事業年度のうち、いずれか 1 の事業年度における特定重要設備の供給者の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が 100 分の 25 以上である場合には「該当あり」に印を付け、それ以外の場合には「該当なし」に印を付けること。
3. 「外国政府等の名称」及び「割合」の欄に記載する情報は、特定重要設備の供給者が経済産業大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出することを報告することとする。

(5) 特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在地

工場又は事業場の所在地		
(確認項目) 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の導入に当たって、特定重要設備の供給者が単に自らに対し販売を行っているのみならず、上記の「工場又は事業場の所在地」の欄に所在地が記載された工場又は事業場において当該供給者が自ら特定重要設備を製造し、かつ、当該特定重要設備の機能を充足させたことを確認した。		□

(記載上の注意)

1. 「工場又は事業場の所在地」の欄には、特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在する国又は地域の名称を記載すること(以下この様式において同じ。)
2. 確認項目の内容を確認した場合には、その右欄にある□に印を付けること。

5. 構成設備に関する事項

(1) 概要	構成設備の種類					
	構成設備の名称					
	構成設備の機能					
(2) 供給者	名称					
	代表者の氏名					
	住所					
	法人番号					
	設立準拠法国等					
(3) を直接に保有する者 供給者の総株主等の議決権の5%以上						
		名称	法人番号	設立準拠法国等	議決権保有割合 (%)	確認した年月日
	①					
	②					
	③					
	④					
	⑤					
	⑥					
	⑦					
	⑧					

(4) 供給者の役員				
		氏名	生年月日	国籍等
	①			
	②			
	③			
	④			
	⑤			
	⑥			
	⑦			
	⑧			
(5) 供給者における外国政府等との取引に係る売上高の割合	年 月 日～ 年 月 日の3年間 該当あり□、該当なし□			
	事業年度	外国政府等の名称	割合 (%)	
(6) 製造する工場又は事業場の所在地	工場又は事業場の所在地			
	(確認項目) 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者がその製造に当たって、構成設備の供給者が単に特定重要設備の供給者に対し販売を行っているのみならず、上記の「工場又は事業場の所在地」の欄に所在地が記載された工場又は事業場において当該構成設備の供給者が自ら構成設備を製造し、かつ、当該構成設備の機能を充足させたことを確認したことを確認した。		□	

(記載上の注意)

1. 「構成設備の種類」の欄には、第12条において定める構成設備のうち、該当するものを記載すること。

2. 「構成設備の名称」の欄には、同一の種類構成設備から導入を行った構成設備を特定する事項（品名又は型番号等）を記載すること。
3. 「構成設備の機能」の欄には、特定重要設備が特定社会基盤役務を安定的に提供するため構成設備が有する固有の役割を果たす作用を記載すること。
4. 構成設備が I S M A P の登録を受けているクラウドサービスである場合は、「構成設備の名称」の欄に利用する当該クラウドサービスの名称を、「構成設備の機能」の欄に利用する当該クラウドサービスが担う機能を、それぞれ記載すること。
5. 構成設備が I S M A P の登録を受けているクラウドサービスである場合は、（3）から（6）までの項の記載及び当該構成設備の一部を構成する構成設備に関する記載を省略することができる。
6. 特定社会基盤事業者が構成設備の供給者である場合には、（2）のうち代表者の氏名、住所、法人番号及び設立準拠法等の記載並びに（3）から（5）までの項の記載を省略することができる。
7. 令第10条第1項各号に掲げる者が構成設備の供給者である場合には、（4）及び（5）の項の記載を省略することができる。
8. （2）及び（3）の「設立準拠法等」の欄に記載する情報は、個人である場合には構成設備の供給者が経済産業大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出することを報告することとする。
9. （4）の「生年月日」及び「国籍等」の欄に記載する情報及び当該情報に係る第9条第2項第2号に掲げる書類は、構成設備の供給者が経済産業大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出することを報告することとする。
10. 届出の日の2月前の日以前に終了した直近の3事業年度のうち、いずれか1の事業年度における構成設備の供給者の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が100分の25以上である場合には（5）の「該当あり」に印を付け、それ以外の場合には「該当なし」に印を付けること。
11. （5）の「外国政府等の名称」及び「割合」の欄に記載する情報は、構成設備の供給者が経済産業大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出することを報告することとする。
12. 8.、9.又は11.の規定により報告を受けた特定重要設備の供給者は、特定社会基盤事業者に対し、当該規定による報告を受けた旨を報告することとする。

13. (6) の確認項目の内容を確認した場合には、その右欄にある□に印を付けること。

6. 特定重要設備の導入に当たって特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置に係る事項

項目	チェック	備考
(1) 特定重要設備及び構成設備の供給者における製造等の過程で、特定重要設備及び構成設備に不正な変更が加えられることを防止するために必要な管理がなされ、当該管理がなされていることを特定社会基盤事業者が確認できることを契約等により担保している。		
①ー1 特定社会基盤事業者は、特定社会基盤事業者等において、特定重要設備に悪意のあるコード等が混入していないかを確認するための受入検査その他の検証体制が構築されており脆弱性テストが導入までに実施されたこと※を確認している。 ※ 当該特定重要設備の供給者及び当該特定重要設備の構成設備の供給者によって実施されたものを除く。	☐	
①ー2 特定社会基盤事業者※ ¹ は、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者等において、構成設備に悪意のあるコード等が混入していないかを確認するための受入検査その他の検証体制が構築されており脆弱性テストが導入までに実施されたこと※ ² を確認している。 ※1 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。 ※2 当該構成設備の供給者によって実施されたものを除く。	☐	
②ー1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が特定社会基盤事業者によって調達時に指定された情報セキュリティ要件（特定重要設備に最新のセキュリティパッチが適用されているか否か、不正プログラム対策ソフトウェアを最新化	☐	

しているか否か等)を導入までに実装したことを確認している。		
②ー２ 特定社会基盤事業者※は、構成設備の供給者が特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者によって調達時に指定された情報セキュリティ要件（構成設備に最新のセキュリティパッチが適用されているか否か、不正プログラム対策ソフトウェアを最新化しているか否か等）を導入までに実装したことを確認している。 ※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。	☐	
③ー１ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が、特定重要設備の製造工程（開発工程を含む。）において信頼できる品質保証体制の下開発したことを確認している。	☐	
③ー２ 特定社会基盤事業者※は、構成設備の供給者が、構成設備の製造工程（開発工程を含む。）において信頼できる品質保証体制の下開発したことを確認している。 ※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。	☐	
④ー１ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が、特定重要設備の製造工程（開発工程を含む。）における不正な変更の有無について定期的又は随時に確認し、製造したことを確認している。	☐	
④ー２ 特定社会基盤事業者※は、構成設備の供給者が、構成設備の製造工程（開発工程を含む。）における不正な変更の有無について定期的又は随時に確認し、製造したことを確認している。 ※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。	☐	

⑤ー１ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が特定重要設備の製造環境（開発環境を含む。）において、定められた要員以外がアクセスできないよう、アクセス可能な要員を物理的（監視カメラ等の入退室管理等）かつ論理的（データやシステム等へのアクセス制御）に適切に制限していたことを確認している。	☐	
⑤ー２ 特定社会基盤事業者※は、構成設備の供給者が構成設備の製造環境（開発環境を含む。）において、定められた要員以外がアクセスできないよう、アクセス可能な要員を物理的（監視カメラ等の入退室管理等）かつ論理的（データやシステム等へのアクセス制御）に適切に制限していたことを確認している。 ※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。	☐	
⑥ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備をインターネット回線と接続する場合には、特定重要設備に、不正なアクセス等を防ぐための機能を実装し、その利用マニュアル・ガイダンス等を自ら適切に整備・実施している。	☐	
⑦ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者及び特定重要設備の導入に携わる者が、特定重要設備の設置等に際して不正な変更を加えることを防止する体制の下、設置等を行ったことを確認している。	☐	
⑧ー１ 特定社会基盤事業者は、導入した特定重要設備に不正な変更やそのおそれがあることを発見した場合には、特定重要設備の供給者が詳細な調査や立入検査等に協力することが担保されていることを確認している。	☐	

⑧ー２ 特定社会基盤事業者※は、導入した特定重要設備の構成設備に不正な変更やそのおそれがあることを発見した場合には、構成設備の供給者が詳細な調査や立入検査等に協力をする事が担保されていることを確認している。 ※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。	□	
(２) 特定重要設備又は構成設備について、将来的に保守・点検等が必要となることが見込まれる場合に、当該保守・点検等を行うことができる者が特定重要設備又は構成設備の供給者に限られるかどうか等の実態も踏まえ、供給者を選定している。		
⑨ー１ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者によるサービス保証（故障対応や脆弱性対応等）が十分に講じられることを確認している。	□	
⑨ー２ 特定社会基盤事業者※は、構成設備の供給者によるサービス保証（故障対応や脆弱性対応等）が十分に講じられることを確認している。 ※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。	□	
⑩ー１ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備のサービス保証（故障対応や脆弱性対応等）が受けられなくなった場合を想定して、代替手段の検討等の必要な対策を自ら講じている。	□	
⑩ー２ 特定社会基盤事業者※は、構成設備のサービス保証（故障対応や脆弱性対応等）が受けられなくなった場合を想定して、代替手段の検討等の必要な対策を自ら講じている。 ※ 特定重要設備の供給者において検討している場合も含む。	□	
(３) 特定重要設備及び構成設備について、不正な妨害が行われる兆候を把握可能な体制がとられており、不正な妨害が加えられた場合であっても、冗長性が確保されているなど、役務の提供に支障を及ぼさない構成となっている。		

⑪ 特定社会基盤事業者は、ランサムウェアに感染した場合等の特定重要設備に対する不正な妨害が行われたときであっても役務の提供が継続できる体制（バックアップの取得・隔離管理、復旧手順の明確化・具体化、代替設備との交換等）について、自ら整備している。	☐	
⑫ 特定社会基盤事業者は、情報の漏洩等の情報セキュリティインシデントが発生した場合の対応方針・体制（マニュアル等の整備、定期的なインシデント対応の訓練等）を自ら整備している。	☐	
⑬ 特定社会基盤事業者は、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者が、特定重要設備についてアクセス制御に関する仕組みを講じ、特定重要設備に対する不正なアクセスを監視する仕組みを導入までに実装したことを確認している。	☐	
(4) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（再委託を含む。）の相手方について、過去の実績を含め、我が国の法令や国際的に受け入れられた基準等の遵守状況を確認している。		
⑭－1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が、導入を行った日から起算して過去3年間の実績を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準（それに基づいて各国で整備されている規制等を含む。）に反していなかったことを確認している。	☐	
⑭－2 特定社会基盤事業者※は、構成設備の供給者が、導入を行った日から起算して過去3年間の実績を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準（それに基づいて各国で整備されている規制等を含む。）に反していなかったことを確認している。 ※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。	☐	

(５) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給や委託（再委託を含む。）した重要維持管理等の適切性について、外国の法的環境等により影響を受けるものではないことを確認している。		
⑮－１ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が、外国の法的環境や外部主体の指示（明示的なものだけでなく暗黙の指示も含む。）によって、特定社会基盤事業者との契約に違反する行為が生じていた可能性がある場合、これを特定社会基盤事業者に対して報告することを契約等により担保している。	☐	
⑮－２ 特定社会基盤事業者※は、構成設備の供給者が、外国の法的環境や外部主体の指示（明示的なものだけでなく暗黙の指示も含む。）によって、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者等との契約に違反する行為が生じていた可能性がある場合、これを特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者等に対して報告することを契約等により担保している。 ※ 特定重要設備の供給者等を通じて担保している場合も含む。	☐	
⑯ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備を設置し又は使用している場所において、監視カメラやドローン等の映像情報を得ることを目的とした機器を設置し又は使用する場合、当該機器の供給者の本社等（供給者の総株主等の議決権の過半数を直接又は間接に保有する者の本社等を含む。）の立地する場所の法的環境等により、当該機器の映像情報の取扱いの適切性が影響を受けないことを確認している。	☐	
⑰ 特定社会基盤事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 43 条の 3 の 5 第 2 項第 5 号に規定する発電用原子	☐	

炉施設の安全性を確保するための機能を有する設備又は装置であって、当該機能を確保できない場合には特定重要設備の使用を開始することができず、又は当該特定重要設備の機能を停止させ、若しくは低下させることを求められるもの及び特定重要設備の機能を停止させ、又は低下させる破壊行為の脅威に対応するために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）第 91 条第 2 項第 18 号に規定する発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムをいう。）を設置し又は使用する場合、当該情報システムの供給者の本社等（供給者の議決権の過半数を直接又は間接に保有する者の本社等を含む。）の立地する場所の法的環境等により、当該情報システムによる当該操作の適切性が影響を受けないことを確認している。		
（６）特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（再委託を含む。）の相手方に関して、我が国の外部からの影響を判断するに資する情報の提供が受けられることを契約等により担保している。また、契約締結後も当該情報について変更があった場合に、適時に情報提供を受けられることを契約等により担保している。		
⑮ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備及び構成設備の供給者の名称・所在地、役員や資本関係等、事業計画や実績、設備又は部品を製造する工場等の所在地、作業に従事する者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）等に関する情報提供を受けられることを契約等により担保している。 また、特定社会基盤事業者は、契約締結後に上記の事項について変更があった場	□	

合には、適時に情報提供を受けられることを契約等により担保している。		
その他特記事項		

(記載上の注意)

- それぞれの項目の措置を講じている場合には、□に印を付けること。
- 構成設備が I S M A P の登録を受けているクラウドサービスである場合は、当該構成設備及び当該構成設備の一部を構成する構成設備に係る①－２、②－２、③－２、④－２、⑤－２、⑧－２、⑨－２、⑩－２の項目に関する記載を、それぞれ省略することができる。
- それぞれの項目と同一の内容でない場合であっても、同等の特定妨害行為を防止するための措置が実施できていると考えられる場合には、当該措置の内容を、それぞれの項目に対応する備考の欄に記載すること。
- ①－２、②－２、③－２、④－２、⑤－２、⑧－２、⑨－２、⑩－２、⑭－２、⑮－２の項目の措置を講じていることを証する書類は、特定重要設備の供給者又は構成設備の供給者が経済産業大臣に直接に提出することができる。このとき、特定重要設備の供給者又は構成設備の供給者は、それぞれ特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた特定重要設備の供給者は、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

7. 特定重要設備の導入を行うことが緊急やむを得ない場合であった理由

(1) 特定社会基盤役務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと。	
① 特定社会基盤役務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったことの内容	
② ①が生じた時期及び期間	
③ ①により特定社会基盤役務の提供に対して生じた影響	

④ ①に対する措置のため緊急に導入を行う必要があった期日	
⑤ 導入等計画書の届出によっては対応ができなかった理由	
(2)規定の適用を免れる目的で特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせたものではないこと。	
① (1) ①が生じた原因	
② (1) ①を把握した時期	
③ (1) ①の発生を回避することができなかった理由	
(3)他の事業者から特定重要設備の導入を緊急に行うことが支障の除去又は発生の防止のために必要であったこと。	
① (1) ①と特定重要設備の関係及び特定重要設備に生じた支障の内容	
② (3) ①と緊急に行った導入との関係	
(4) 特定重要設備の導入を緊急に行う以外に適当な方法がなかったこと。	
① 緊急に導入を行う以外に検討した他の手段の内容	
② 他の手段によっては(1) ①に対応できなかった理由	

8. 備考

--

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

整理番号

様式第五（二）（第十条第二項及び第二十一条第一項関係）

緊急導入等届出書（特定重要設備の重要維持管理等を行わせた場合）

年 月 日

殿

住 所
名 称
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第52条第11項の規定により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせたので、次のとおり届け出ます。

1. 特定重要設備の概要

特定重要設備の種類	
特定重要設備の名称	
特定重要設備の機能	
特定重要設備を設置した場所	
特定重要設備を使用している場所	

（記載上の注意）

1. この様式において「特定社会基盤事業者」とは、この緊急導入等届出書を届け出る特定社会基盤事業者をいう。
2. 「特定重要設備の種類」の欄には、第1条において定める特定重要設備のうち、該当するものを記載すること。
3. 「特定重要設備の名称」の欄には、同一の種類の特重要設備から重要維持管理等を行わせた特定重要設備を特定する事項（品名、型番号等）を記載すること。

4. 「特定重要設備の機能」の欄には、特定社会基盤役務を安定的に提供するため特定重要設備が有する固有の役割を果たす作用を記載すること。
5. 「特定重要設備を設置した場所」及び「特定重要設備を使用している場所」の欄には、特定重要設備の全部又は一部が設置され又は使用されている全ての場所について、原則として、それぞれの場所の所在する都道府県名までを記載することとし、国外に所在する場合は、これらに相当するものを記載すること。ただし、特定重要設備の全部又は一部がクラウドサービスである場合には、都道府県名の記載に代えて、当該クラウドサービスのリージョンを記載することができる。
6. 5. のうち、特定重要設備の全部又は構成設備がクラウドサービスである場合には、「特定重要設備を設置した場所」の欄に、その所在地と併せて当該クラウドサービスを提供する事業者名を記載すること。
7. 5. のうち、構成設備（クラウドサービスである場合を除く。）をデータセンターに設置する場合には、「特定重要設備を設置した場所」の欄に、その所在地と併せて当該データセンターを提供する事業者名を記載すること。

2. 重要維持管理等の委託の内容及び時期又は期間

重要維持管理等の委託の内容	目的	
	行わせた重要維持管理等の内容	
	重要維持管理等を行っていた又は行っている場所	
重要維持管理等を行わせた時期又は期間		

（記載上の注意）

「重要維持管理等を行わせた時期又は期間」の欄には、単発・継続性のない重要維持管理等の委託の場合は当該重要維持管理等を行わせた時期を、反復・継続的な重要維持管理等の委託の場合は当該重要維持管理等を行わせる期間を記載すること。

3. 重要維持管理等の委託の相手方に関する事項

（1）重要維持管理等の委託の相手方

名称	
----	--

代表者の氏名	
住所	
法人番号	
設立準拠法国等	

(記載上の注意)

1. 「名称」の欄には、個人である場合には、氏名を記載すること。この場合には、「代表者の氏名」の欄は、空欄とすること（以下この様式において同じ。）。
2. 「法人番号」の欄は、個人又は国税庁長官から法人番号の指定を受けていない法人の場合には空欄とすること（以下この様式において同じ。）。
3. 「設立準拠法国等」の欄にはその設立に当たって準拠した法令を制定した国又は地域の名称（個人である場合にあっては、国籍等。以下この様式において同じ。）を記載すること。
4. 「設立準拠法国等」の欄に記載する情報は、個人である場合には当該個人が経済産業大臣に直接に提出することができる。このとき、当該個人は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出することを報告することとする。

(2) 重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の5%以上を直接に保有する者

	名称	法人番号	設立準拠法国等	議決権保有割合 (%)	確認した年月日
①					
②					
③					
④					
⑤					
⑥					
⑦					
⑧					

(記載上の注意)

1. 議決権保有割合は、届出の日前6月以内の日における総株主等の議決権の数に占める割合を、小数点以下第3位を四捨五入して記載すること（以下この様式において同じ。）。
2. 「設立準拠法国等」の欄に記載する情報は、個人である場合には、重要維

持管理等の委託の相手方が経済産業大臣に直接に提出することができる。このとき、当該委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出することを報告することとする。

(3) 重要維持管理等の委託の相手方の役員

	氏名	生年月日	国籍等
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			

(記載上の注意)

1. 委託の相手方が経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（以下この様式において「令」という。）第10条第1項各号に掲げる者である場合には、本項の記載を省略することができる。ただし、経済産業大臣は、特に必要があると認めるときは、当該事項に係る情報の提供を求めることができる。
2. 「生年月日」及び「国籍等」の欄に記載する情報及び当該情報に係る第9条第2項第2号に掲げる書類は、重要維持管理等の委託の相手方が経済産業大臣に直接に提出することができる。このとき、当該委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出することを報告することとする。

(4) 重要維持管理等の委託の相手方における外国政府等との取引に係る売上高の割合

年 月 日～ 年 月 日の3年間 該当あり□、該当なし□		
事業年度	外国政府等の名称	割合（％）

(記載上の注意)

1. 委託の相手方が令第10条第1項各号に掲げる者である場合には、本項の記載を省略することができる。

2. 届出の日の2月前の日以前に終了した直近の3事業年度のうち、いずれか1の事業年度における重要維持管理等の委託の相手方の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が100分の25以上である場合には「該当あり」に印を付け、それ以外の場合には「該当なし」に印を付けること。

3. 「外国政府等の名称」及び「割合」の欄に記載する情報は、重要維持管理等の委託の相手方が経済産業大臣に直接に提出することができる。このとき、当該委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出することを報告することとする。

4. 重要維持管理等の再委託に関する事項

間 (1) 内容及び時期又は期	行わせた重要維持管理等の内容	
	重要維持管理等を行った又は行っている場所	
	重要維持管理等を再委託して行わせた時期又は期間	

手 方 (2) 再委託の相	名称	
	代表者の氏名	
	住所	
	法人番号	
	設立準拠法国等	

(3) 再委託の相手方の総株主等の議決権の5%以上を直接に保有する者		名称	法人番号	設立準拠法 国等	議決権保 有割合 (%)	確認した年 月日
	①					
	②					
	③					
	④					
	⑤					
	⑥					
	⑦					
	⑧					
	(4) 再委託の相手方の役員		氏名	生年月日	国籍等	
①						
②						
③						
④						
⑤						
⑥						
⑦						
⑧						

(5) 再委託の相手方における外国政府等との取引に係る売上高の割合	年 月 日～ 年 月 日の3年間 該当あり□、該当なし□		
	事業年度	外国政府等の名称	割合 (%)

(記載上の注意)

1. 再委託を受けた者が他の事業者にも再委託して重要維持管理等を行わせた場合にあっては、当該再委託した重要維持管理等の内容及び時期又は期間並びに当該再委託の相手方に関する事項も記載すること。
2. 「重要維持管理等を再委託して行わせた時期又は期間」の欄には、単発・継続性のない重要維持管理等の再委託の場合は当該重要維持管理等を行わせた時期を、反復・継続的な重要維持管理等の再委託の場合は当該重要維持管理等を行わせる期間を記載すること。
3. 再委託の相手方が令第10条第1項各号に掲げる者である場合には、(4)及び(5)の項の記載を省略することができる。
4. 第17条第1項の規定に基づき、重要維持管理等の再委託に関する事項(当該重要維持管理等の再委託に係る第15条第3号に掲げる事項を除く。)の記載を省略するときは、第17条第1項各号に掲げる場合に該当することを証する書類を添付するとともに、講じた措置を「5. 緊急導入等届出書の届出の例外」のチェック欄に記載すること。
5. (2) 及び (3) の「設立準拠法国等」の欄に記載する情報は、個人である場合には、重要維持管理等の再委託の相手方が経済産業大臣に直接に提出することができる。このとき、当該再委託の相手方は、重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出することを報告することとする。
6. (4) の「生年月日」及び「国籍等」の欄に記載する情報及び当該情報に係る第9条第2項第2号に掲げる書類は、重要維持管理等の再委託の相手方が経済産業大臣に直接に提出することができる。このとき、当該再委託の相

手方は、重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出することを報告することとする。

7. 届出の日の2月前の日以前に終了した直近の3事業年度のうち、いずれか1の事業年度における重要維持管理等の再委託の相手方の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が100分の25以上である場合には(5)の「該当あり」に印を付け、それ以外の場合には「該当なし」に印を付けること。
8. (5)の「外国政府等の名称」及び「割合」の欄に記載する情報は、重要維持管理等の再委託の相手方が経済産業大臣に直接に提出することができる。このとき、当該再委託の相手方は、重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出することを報告することとする。
9. 5.、6.又は8.の規定により報告を受けた重要維持管理等の委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、当該規定による報告を受けた旨を報告することとする。

5. 緊急導入等届出書の届出の例外

項目	チェック	備考
(1) 特定社会基盤事業者が、当該再委託に係る第15条第1号及び第2号に掲げる事項を把握するための措置を講じていること。	☐	
(2) 特定社会基盤事業者又は当該再委託を受けた者に再委託した者が、当該再委託を受けた者において次に掲げる措置が講じられていることを確認するために必要な措置を講じていること。	☐	
① 当該再委託を受けた者が、再委託された重要維持管理を行う区域を特定し、特定された当該区域への立入りを制限することその他の当該区域への不正なアクセスを予防するための措置。		
② 当該再委託を受けた者が、再委託された重要維持管理等に係る業務に従事する職員による特定重要設備の重要維持管理等に関する記録の保管及び確認の手順を定め、これを遵守させることその他の方法により、重要		

維持管理等を行う特定重要設備に対する不正な操作又は不正な行為の有無について定期的に又は随時に監査するための措置。	
--	--

6. 重要維持管理等の委託に当たって特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置に係る事項

項目	チェック	備考
(1) 委託された重要維持管理等の実施に当たり、委託（再委託を含む。）を受けた者（その従業員等を含む。）によって、特定重要設備について特定社会基盤事業者が意図しない変更が加えられることを防止するために必要な管理等がなされ、その管理等に関する事項を特定社会基盤事業者が確認できることを契約等により担保している。		
① 特定社会基盤事業者※は、委託の相手方及び再委託の相手方等において、特定重要設備の操作ログや作業履歴等の保管に関する手順及びその確認に関する手順が明確に定められており、当該操作ログや作業履歴等の確認等により不正な変更の有無を定期的又は随時に確認することについて確認している。 ※ 再委託の相手方等における実施状況については、委託の相手方を通じて確認している場合も含む。	☐	
② 特定社会基盤事業者は、特定重要設備及び構成設備の状況を把握し、既存の設備について最新のセキュリティパッチが適用されているかどうか等の資産の管理を定期的に行っており、また、今後交換する予定の設備についても同様に資産の管理を定期的に行うこととしている。	☐	
③ 特定社会基盤事業者※は、委託の相手方及び再委託の相手方等が保有している設計書や設備等の情報について、委託の相手方及び再委託の相手方等が定めた要員	☐	

以外が当該情報にアクセスできないよう、要員を物理的（監視カメラ等の入退室管理等）かつ論理的（データやシステムへのアクセス防御）に適切に制限することを確認している。 ※ 再委託の相手方等における実施状況については、委託の相手方を通じて確認している場合も含む。		
④ 特定社会基盤事業者※は、委託の相手方及び再委託の相手方等が、重要維持管理等の実施環境において、委託の相手方及び再委託の相手方等が定めた要員以外がアクセスできないよう、要員を物理的（監視カメラ等の入退室管理等）かつ論理的（データやシステムへのアクセス防御）に適切に制限することを確認している。 ※ 再委託の相手方等における実施状況については、委託の相手方を通じて確認している場合も含む。	□	
⑤ 特定社会基盤事業者※は、委託の相手方及び再委託の相手方等において、重要維持管理等を実施する要員や管理責任者に対するサイバーセキュリティに関する教育や研修を定期的（年間1回以上）に実施し、サイバーセキュリティリテラシーの維持向上に努めていることを確認している。 ※ 再委託の相手方等における実施状況については、委託の相手方を通じて確認している場合も含む。	□	
（２）重要維持管理等の再委託が行われる場合においては、再委託を受けた者のサイバーセキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報が、再委託を行った者を通じて特定社会基盤事業者提供され、また、再委託を行うことについてあらかじめ特定社会基盤事業者の承認を受けることが契約等により担保されている。		
⑥ 特定社会基盤事業者は、委託の相手方が再委託を行うに当たり、特定社会基盤	□	

事業者の承認を得ることを要件としており、再委託の相手方等に対しても、更に再委託を行う場合には、特定社会基盤事業者の承認を受けること等を要件として課していることを確認している。		
⑦ 特定社会基盤事業者は、委託の相手方との契約において再委託の相手方等が委託の相手方と同等のサイバーセキュリティ対策を確保することを、再委託を行う場合の条件として設定することを要件としている。	☐	
(3) 特定社会基盤事業者が、委託の相手方が契約に反して重要維持管理等の役務の提供を中断又は停止するおそれがないかを確認している。		
⑧ 特定社会基盤事業者※は、委託の相手方及び再委託の相手方等の事業安定性を、委託の相手方及び再委託の相手方等の事業計画（例えば、中期経営計画等）、資産状況及び役務の提供実績等により確認した。 ※ 再委託の相手方等については、委託の相手方を通じて確認した場合も含む。	☐	
(4) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（再委託を含む。）の相手方について、過去の実績を含め、我が国の法令や国際的に受け入れられた基準等の遵守状況を確認している。		
⑨ー1 特定社会基盤事業者は、委託の相手方が、委託を行った日から起算して過去3年間の実績を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準（それに基づいて各国で整備されている規制等を含む。）に反していなかったことを確認している。	☐	
⑨ー2 特定社会基盤事業者※は、再委託の相手方等が、委託を行った日から起算して過去3年間の実績を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準（それに基づいて各国で整備されている規制	☐	

等を含む。)に反していなかったことを確認している。 ※ 委託の相手方を通じて確認している場合も含む。		
(5) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給や委託（再委託を含む。）した重要維持管理等の適切性について、外国の法的環境等により影響を受けるものではないことを確認している。		
⑩ー1 特定社会基盤事業者は、委託の相手方が、外国の法的環境や外部主体の指示（明示的なものだけでなく暗黙の指示も含む。）によって、特定社会基盤事業者との契約に違反する行為が生じていた可能性がある場合、これを特定社会基盤事業者に対して報告することを契約等により担保している。	☐	
⑩ー2 特定社会基盤事業者※は、再委託の相手方等が、外国の法的環境や外部主体の指示（明示的なものだけでなく暗黙の指示も含む。）によって、特定社会基盤事業者又は再委託を行った者との契約に違反する行為が生じていた可能性がある場合、これを特定社会基盤事業者又は再委託を行った者に対して報告することを契約等により担保している。 ※ 再委託を行った者を通じて担保している場合も含む。	☐	
⑪ 特定社会基盤事業者は、重要維持管理等を行った又は行っている場所において、監視カメラやドローン等の映像情報を得ることを目的とした機器を設置し又は使用する場合、当該機器の供給者の本社等（供給者の総株主等の議決権の過半数を直接又は間接に保有する者の本社等を含む。）の立地する場所の法的環境等により、当該機器の情報の取扱いの適切性が影響を受けないことを確認している。	☐	

(6) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（再委託を含む。）の相手方に関して、我が国の外部からの影響を判断するに資する情報の提供が受けられることを契約等により担保している。また、契約締結後も当該情報について変更があった場合に、適時に情報提供を受けられることを契約等により担保している。		
⑫ 特定社会基盤事業者は、委託の相手方及び再委託の相手方等の名称・所在地、役員や資本関係等、事業計画や実績、重要維持管理等の実施場所、作業に従事する者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）等に関する情報提供を受けられることを契約等により担保している。 また、特定社会基盤事業者は、契約締結後に上記の事項について変更があった場合に、適時に情報提供を受けられることを契約等により担保している。	□	
その他特記事項		

(記載上の注意)

1. それぞれの項目の措置を講じている場合には、□に印を付けること。
2. それぞれの項目と同一の内容でない場合であっても、同等の特定妨害行為を防止するための措置が実施できていると考えられる場合には、当該措置の内容を、それぞれの項目に対応する備考の欄に記載すること。
3. ①、③、④、⑤、⑧、⑨－2、⑩－2の項目の措置を講じていることを証する書類（①、③、④、⑤、⑧については再委託の相手方等に関するものに限る。）は、重要維持管理等の委託の相手方又は再委託の相手方等が経済産業大臣に直接に提出することができる。このとき、重要維持管理等の委託の相手方又は再委託の相手方等は、それぞれ特定社会基盤事業者又は重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた重要維持管理等の委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

7. 特定重要設備の重要維持管理等を行わせることが緊急やむを得ない場合であつた理由

(1) 特定社会基盤役務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあつたこと。	
① 特定社会基盤役務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあつたことの内容	
② ①が生じた時期及び期間	
③ ①により特定社会基盤役務の提供に対して生じた影響	
④ ①に対する措置のため緊急に重要維持管理等を行わせる必要があつた期日	
⑤ 導入等計画書の届出によっては対応ができなかった理由	
(2) 規定の適用を免れる目的で特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせたものではないこと。	
① (1) ①が生じた原因	
② (1) ①を把握した時期	
③ (1) ①の発生を回避することができなかった理由	
(3) 他の事業者に委託して重要維持管理等を緊急に行わせることが支障の除去又は発生の防止のために必要であつたこと。	
① (1) ①と特定重要設備の関係及び特定重要設備に生じた支障の内容	
② (3) ①と緊急に行かせた重要維持管理等との関係	
(4) 特定重要設備の重要維持管理等を緊急に行わせる他に適当な方法がなかつたこと。	
① 緊急に重要維持管理等を行わせる以外に検討した他の手段の内容	

② 他の手段によっては（１） ①に対応できなかった理由	
--------------------------------	--

8. 備考

--

注 用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とすること。

様式第六（第二十条関係）

勧告の応諾等に関する通知書

年 月 日

殿

住 所
名 称
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律
第 52 条第 7 項（第 54 条第 2 項において準用する第 52 条第 7 項、第 54 条第
5 項において準用する同条第 2 項において準用する第 52 条第 7 項、第 55 条
第 3 項において準用する第 52 条第 7 項）の規定により、

導入等計画書

年 月 日付第 号をもって送付された 緊急導入等届出書
変更の届出書

に係る 特定重要設備の導入 の 内容変更
重要維持管理等の委託 の 中 止 の勧告について、下記の
とおり通知します。

記

1. 諾否の別（該当分に○）	イ 応諾する。	ロ 応諾しない。
2. 応諾しない場合の理由		

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第七（一）（第二十三条第二項及び第六項関係）

導入等計画書の変更の案
(特定重要設備の導入を行う場合)

年 月 日

殿

住 所
名 称
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第54 条第 1 項の規定により、導入等計画書の変更を行うので、次のとおり届け出ます。

1. 変更を行う届出	整理番号			
	導入等計画書の届出をした年月日			
2. 変更の内容	変更事項	変更前	変更後	変更の時期
3. 変更の理由				
4. 備考				

(記載上の注意)

- 「1. 変更を行う届出」の「整理番号」は、導入等計画書の届出時に付与された番号を記載すること。
- 特定社会基盤事業者以外の者が、経済産業大臣に直接に提出することができる項目について変更をする場合は、当該変更をする者が、当該変更の内容及び当該変更の内容を証する書類について経済産業大臣に直接に提出することができる。このとき、当該変更をする者は、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた特定重要設備の供給者は、遅滞なく、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とすること。

様式第七（二）（第二十三条第二項及び第六項関係）

導入等計画書
緊急導入等届出書 の変更の案
(特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合)

年 月 日

殿

住 所
名 称
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第54条第1項の規定により、導入等計画書の変更（第54条第5項において準用する同条第1項の規定により、緊急導入等届出書の変更）を行うので、次のとおり届け出ます。

1. 変更を行う届出	整理番号			
	導入等計画書（緊急導入等届出書）の届出をした年月日			
2. 変更の内容	変更事項	変更前	変更後	変更の時期
3. 変更の理由				
4. 備考				

(記載上の注意)

- 「1. 変更を行う届出」の「整理番号」は、導入等計画書（緊急導入等届出書）の届出時に付与された番号を記載すること。
- 特定社会基盤事業者以外の者が、経済産業大臣に直接に提出することができる項目について変更をする場合は、当該変更をする者が、当該変更の内容及び当該変更の内容を証する書類について経済産業大臣に直接に提出することができる。このとき、当該変更をする者は、特定社会基盤事業者又は重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた重要維持管理等の委託の相手

方は、遅滞なく、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第八（一）（第二十三条第八項関係）

変更の内容を記載した導入等計画書
(特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をした場合)

年 月 日

殿

住 所
名 称
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第54条第1項ただし書の規定により、導入等計画書の変更をしたので、同条第3項に基づき、次のとおり届け出ます。

I. 変更の内容

1. 変更をした届出	整理番号			
	導入等計画書の届出をした年月日			
2. 変更の内容	変更事項	変更前	変更後	変更の時期
3. 変更の理由				
4. 備考				

(記載上の注意)

- 1. 「1. 変更をした届出」の「整理番号」は、導入等計画書の届出時に付与された番号を記載すること。
- 2. 特定社会基盤事業者以外の者が、経済産業大臣に直接に提出することができる項目について変更をした場合は、当該変更をした者が、当該変更の内容及び当該変更の内容を証する書類について経済産業大臣に直接に提出することができる。このとき、当該変更をした者は、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出するこ

とを報告することとし、報告を受けた特定重要設備の供給者は、遅滞なく、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

Ⅱ．特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をすることが緊急やむを得ない場合であった理由

(1) 特定社会基盤役務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと	
① 特定社会基盤役務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったことの内容	
② ①が生じた時期及び期間	
③ ①により特定社会基盤役務の提供に対して生じた影響	
④ ①に対する措置のため緊急に導入を行う必要があった期日	
⑤ 導入等計画書の変更の案の届出によっては対応ができなかった理由	
(2) 規定の適用を免れる目的で特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせたものではないこと	
① (1) ①が生じた原因	
② (1) ①を把握した時期	
③ (1) ①の発生を回避できなかった理由	
(3) 他の事業者から特定重要設備の導入を緊急に行うことが支障の除去又は発生の防止のために必要であったこと	
① (1) ①と特定重要設備の関係及び特定重要設備に生じた支障の内容	
② (3) ①と緊急に行った導入との関係	
(4) 特定重要設備の導入を緊急に行う以外に適当な方法がなかったこと	

① 緊急に導入を行う以外に 検討した他の手段の内容	
② 他の手段によっては（１） ①に対応できなかった理由	

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第八（二）（第二十三条第八項関係）

変更の内容を記載した 導入等計画書
緊急導入等届出書
（重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書（緊急導入等届出書）の
変更をした場合）

年 月 日

殿

住 所
名 称
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第54条第1項の規定により、導入等計画書の変更（第54条第5項において準用する同条第1項の規定により、緊急導入等届出書の変更）をしたので、同条第3項（同条第5項において準用する同条第3項）に基づき、次のとおり届け出ます。

I. 変更の内容

1. 変更をした届出	整理番号			
	導入等計画書（緊急導入等届出書）の届出をした年月日			
2. 変更の内容	変更事項	変更前	変更後	変更の時期
3. 変更の理由				
4. 備考				

（記載上の注意）

1. 「1. 変更をした届出」の「整理番号」は、導入等計画書（緊急導入等届出書）の届出時に付与された番号を記載すること。
2. 特定社会基盤事業者以外の者が、経済産業大臣に直接に提出することができる項目について変更をした場合は、当該変更をした者が、当該変更の内容

及び当該変更の内容を証する書類について経済産業大臣に直接に提出することができる。このとき、当該変更をした者は、特定社会基盤事業者又は重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた重要維持管理等の委託の相手方は、遅滞なく、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

Ⅱ．特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書の変更をすることが緊急やむを得ない場合であった理由

(1) 特定社会基盤役務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと	
① 特定社会基盤役務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったことの内容	
② ①が生じた時期及び期間	
③ ①により特定社会基盤役務の提供に対して生じた影響	
④ ①に対する措置のため緊急に重要維持管理等を行わせる必要があった期日	
⑤ 導入等計画書の変更の案の届出によっては対応ができなかった理由	
(2) 規定の適用を免れる目的で特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせたものではないこと	
① (1) ①が生じた原因	
② (1) ①を把握した時期	
③ (1) ①の発生を回避できなかった理由	
(3) 他の事業者に委託して重要維持管理等を緊急に行わせることが支障の除去又は発生の防止のために必要であったこと	
① (1) ①と特定重要設備の関係及び特定重要設備に生じた支障の内容	

② (3) ①と緊急に行わせた 重要維持管理等との関係	
(4) 特定重要設備の重要維持管理等を緊急に行わせる他に適当な方法がなかったこと	
① 緊急に重要維持管理等を行わせる以外に検討した他の手段の内容	
② 他の手段によっては(1) ①に対応できなかった理由	

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第九（一）（第二十五条第一項関係）

導入等計画書の変更の報告書
(特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をした場合)

年 月 日

殿

住 所
名 称
代表者の氏名

導入等計画書に係る事項につき変更をしたので、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第 54 条第 4 項の規定により、次のとおり報告します。

1. 変更をした届出	整理番号			
	導入等計画書の届出をした年月日			
2. 変更の内容	変更事項	変更前	変更後	変更の時期
3. 変更の理由				
4. 備考				

(記載上の注意)

1. 「1. 変更をした届出」の「整理番号」は、導入等計画書の届出時に付与された番号を記載すること。
2. 特定社会基盤事業者以外の者が、経済産業大臣に直接に提出することができる項目について変更をした場合は、当該変更をした者が、当該変更の内容及び当該変更の内容を証する書類について経済産業大臣に直接に提出することができる。このとき、当該変更をした者は、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた特定重要設備の供給者は、遅滞なく、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第九（二）（第二十五条第一項関係）

導入等計画書
緊急導入等届出書 の変更の報告書
(重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書（緊急導入等届出書）
の変更をした場合)

年 月 日

殿

住 所
名 称
代表者の氏名

導入等計画書（緊急導入等届出書）に係る事項につき変更をしたので、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第 54 条第 4 項（第 54 条第 5 項において準用する同条第 4 項）の規定により、次のとおり報告します。

1. 変更をした届出	整理番号			
	導入等計画書（緊急導入等届出書）の届出をした年月日			
2. 変更の内容	変更事項	変更前	変更後	変更の時期
3. 変更の理由				
4. 備考				

(記載上の注意)

- 1. 「1. 変更をした届出」の「整理番号」は、導入等計画書（緊急導入等届出書）の届出時に付与された番号を記載すること。
- 2. 特定社会基盤事業者以外の者が、経済産業大臣に直接に提出することができる項目について変更をした場合は、当該変更をした者が、当該変更の内容及び当該変更の内容を証する書類について経済産業大臣に直接に提出する

ことができる。このとき、当該変更をした者は、特定社会基盤事業者又は重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた重要維持管理等の委託の相手方は、遅滞なく、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第十（第二十五条第四項関係）

特定重要設備の導入を行った後の
構成設備の変更の報告書

年 月 日

殿

住 所
名 称
代表者の氏名

導入等計画書（緊急導入等届出書）に係る事項につき変更をしたので、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第54条第4項（第54条第5項において準用する同条第4項）の規定により、次のとおり報告します。

1. 変更をした届出	整理番号			
	導入等計画書（緊急導入等届出書）の届出をした年月日			
2. 変更の内容	変更事項	変更前	変更後	変更の時期
3. 変更の理由				
4. 備考				

（記載上の注意）

- 「1. 変更をした届出」の「整理番号」は、導入等計画書（緊急導入等届出書）の届出時に付与された番号を記載すること。
- 特定社会基盤事業者以外の者が、経済産業大臣に直接に提出することができる項目について変更をした場合は、当該変更をした者が、当該変更の内容及び当該変更の内容を証する書類について経済産業大臣に直接に提出することができる。このとき、当該変更をした者は、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出するこ

とを報告することとし、報告を受けた特定重要設備の供給者は、遅滞なく、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

3. 特定重要設備の供給者が、経済産業大臣に直接に提出することができる項目について変更をした場合は、当該変更をした者が、当該変更の内容について経済産業大臣に直接に提出することができる。このとき、当該変更をした者は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出することを報告することとする。

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

附 則

この省令は、令和九年一月十二日から施行する。